

目 次

- 1 平成29年度定期監査結果（10月期）・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
・総務部(人事秘書課、総務課、企画課、財政課)
・会計課
・選挙管理委員会
・公平委員会
・固定資産評価審査委員会

- 2 平成29年度定期監査結果（11月期）・・・・・・・・・・・・・・・・ P 14
・市民部(税務課、市民課、生活環境課、廃棄物対策課)
・大和庁舎(市民サービス課)
・三橋庁舎(市民サービス課)

- 3 平成29年度定期監査結果（12月期）・・・・・・・・・・・・・・・・ P 28
・建設部(建設課、都市計画課、国土調査課、下水道課)
・水道課

- 4 平成29年度定期監査結果（1月期）・・・・・・・・・・・・・・・・ P 40
・教育部(学校教育課、人権・同和教育推進室、図書館)
・小学校(柳河小学校、城内小学校、昭代第一小学校、昭代第二小学校、皿垣小学校、中島小学校、大和小学校、矢ヶ部小学校、垂見小学校)、中学校(柳城中学校、昭代中学校、三橋中学校)

- 5 平成29年度定期監査結果（2月期）・・・・・・・・・・・・・・・・ P 61
・保健福祉部(福祉課、生活支援課、子育て支援課、健康づくり課、人権・同和対策室)

- 6 平成29年度定期監査結果（3月期）・・・・・・・・・・・・・・・・ P 74
・産業経済部(商工・ブランド振興課、農政課、水路課、水産振興課、商工振興課、観光課)
・農業委員会

- 7 平成29年度定期監査結果（4月期）・・・・・・・・・・・・・・・・ P 89
・議会事務局
・消防本部
・教育部(生涯学習課)
・監査委員事務局

柳川市監査委員告示第14号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

平成29年11月30日

柳川市監査委員 松藤 博明
柳川市監査委員 近藤 未治

平成29年度(10月期)定期監査報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査

2 監査の対象

総務部(人事秘書課、総務課、企画課、財政課)、会計課、
選挙管理委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会

3 監査の実施期間

平成29年10月2日から平成29年10月30日まで

4 監査の範囲

監査は、下記の期間における市の財務に関する事務の執行が関係法令等に準拠し、適切かつ効率的に行われているか、また市の経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかを主眼として、次の点に重点を置いて実施した。

(1) 監査対象期間

平成29年4月1日から平成29年8月31日まで(平成29年度分)

平成28年9月1日から平成29年5月31日まで(平成28年度分)

(2) 重点事項

ア 前回の監査における指摘事項等の改善状況

イ 予算の執行状況について、収入の手続き及び確保(調定、収納、現金取扱)は適正に行われているか、また、支出は経済的、効果的に行われているか。

ウ 契約事務は公正、適正に行われているか。

エ 補助金等交付事務は、交付要綱等に基づき適正に行われ、その効果を収めているか。

オ 財産の取得、管理、処分は適正かつ効率的に行われているか。

カ その他業務については、法令等に基づき適正に行われ、内部統制機能は働いているか、また業務は合理的かつ効果的に行われることにより、その所期の目的の成果を収めているか。

5 監査の場所

監査室及び各課等(各所管施設を含む)

6 監査の方法

監査は、監査対象課等から事前に提出された定期監査資料に基づいて、関係資料及び証拠書類等の調査、照合、検査を行うとともに、財産管理事務については現地調査を行い、また不明な点については必要に応じ関係職員から説明を聴取して実施した。

7 監査を実施した監査委員名

松藤 博明（識見監査委員）

近藤 末治（議選監査委員）

第2 監査の結果

監査対象の事務事業については、概ね適正に執行されていたが、その一部において、別紙のとおり是正または検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに、職員の指導監督に努めることが望まれる。

監査の結果は次のとおりであるが、各課等において共通するものについては、全般的共通注意事項として記載し、事務処理上の軽微な事項については、監査委員による事情聴取の際に、担当職員に対して口頭により注意、改善、検討を求めたので、記述を省略した。

なお、指摘事項に係る措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

※ この報告書において、法令名の略語は次のとおりとする。

地方自治法	法
地方自治法施行令	施行令
柳川市財務規則	財務規則
柳川市契約事務規則	契約事務規則
柳川市事務決裁規程	事務決裁規程
物品購入・印刷製本伺兼依頼書	伺兼依頼書
契約締結（物品購入・印刷製本）伺書	契約締結伺書

≪総務部≫

(人事秘書課)

【指摘事項】

(支出事務)

ア 職員の時間外勤務手当について、命令区分や時間数を誤って算定し支出しているものがある。

【注意事項】

ア 旅行命令簿の自家用車使用にかかる特別承認事項の欄に命令権者以外の者が押印しているものがある。

イ 職員の研修旅費について、旅行命令簿の旅費の欄に誤った額の旅費が記載されているものがある。

ウ 職員研修業務委託契約について、予定価格調書が未開封のまま綴られている。

(総務課)

【指摘事項】

(収入事務)

ア 情報公開資料に係る郵送代について、収入科目を誤っているものがある。

(支出事務)

ア インターネット行政情報サービス「i JAMP」使用料に係る支出負担行為書に決裁者の押印がない。

イ 下記の補助金に係る実績報告書について、收受処理が行なわれていないものや、柳川市補助金等交付規則第15条の規定に基づく補助事業実績調査報告書(様式第8号)が作成されていないものがある。

- ・平成28年度柳川人権擁護委員協議会事業
- ・平成28年度柳川保護区保護司会事業
- ・平成28年度柳川市市民協働のまちづくり事業補助金
- ・平成28年度柳川市交通安全協会分会補助金
- ・平成28年度柳川市交通安全推進協議会補助金
- ・平成28年度柳川市地区等運営補助金
- ・平成28年度柳川市行政区活動助成金

ウ 柳川市市民協働のまちづくり事業補助金の交付決定にあたり、財政課長通知「各種団体等への補助金交付適正化の徹底について」で示された財政課の合議を得ていない。

エ 柳川市交通安全推進協議会は、市から交付を受けた補助金の一部を柳川支部、大和支部、三橋支部へ活動補助金として交付している。三橋支部はその一部をさらに三橋町にある5つの交通安全協会分会に活動費として交付しているが、各分会の収支報告書にこの活動費が収入として計上されておらず確認できない。

オ 柳川市地区等運営補助金に係る実績報告書に、補助金の交付を受けた地区等の収支報告書が添付されていないものがある。

また、大和町の各校区に交付した補助金が大和町区長会の収入とされているが、この補助金は各校区に対して交付したものであるため、大和町区長会の収入とするのは不適切である。

(契約事務)

ア カーブミラー購入に係る単価契約について、課長決裁により契約締結されているが、年間予定購入総額は10万円を超えるため、課長決裁とすることはできない。

【注意事項】

- ア 現金領収書に年度や連続番号の記入がないものがある。(前年度注意事項)
- イ 郵便切手使用簿に払出額を誤記しているものがある。
- ウ 公用車運転日誌について、下記のものがある。
 - ・使用時間の記入がない。
 - ・記入に鉛筆その他その用具による表示が永続しないものを使用している。
 - ・課長の確認印がない。
- エ 旅行命令書について、下記のものがある。
 - ・旅費欄や特別承認事項欄への記入に鉛筆を使用している。
 - ・復命欄への記入がない。(前年度注意事項)
 - ・予算配当残額を訂正しているが、訂正印がない。
- オ 起案文書に決裁日や施行日の記入がないものや、訂正箇所には訂正印がないものがある。
- カ 防犯灯設置補助金交付申請書に添付された領収書に但し書きの記入がないものがある。
- キ 柳南中学校の通学路防犯灯設置に係る承諾書に日付の記入がない。

【要望・意見】

総務課においては種々の補助金及び助成金の交付が行われているが、交付申請関係書類に不備があるものや、実績報告関係書類について精査されていないものなどが散見された。補助金等交付にあたっては、補助金等の使途について十分に確認を行うとともに、提出書類に不備がある場合は、交付申請者に対し適切に指導を行われたい。

また、大和町及び三橋町の各校区に交付した柳川市地区等運営補助金について、各校区からの委任状により各町区長会の口座に振り込まれているが、校区で行われる事業を支援するために交付した補助金であり、別団体に受領を委任する必要は認められないため、正当債権者である各校区の代表者名義の口座又は会計口座に直接振り込むよう改められたい。

(企画課)

【指摘事項】

(契約事務)

ア 柳川市コミュニティバス運行管理業務委託契約に係り契約書に収入印紙が貼付されていない。

イ 下記の契約について、予定価格の設定が行われていない。また、平成 28 年 10 月 1 日契約については、契約書にも起案文書にも契約保証金についての記載がなく、契約保証金の取扱いについて決裁を受けないまま契約し、実質的に契約保証金を免除している。

- ・柳川市婚活応援事業業務委託契約（平成 28 年 10 月 1 日契約）
- ・柳川市婚活応援事業業務委託契約（平成 29 年 2 月 1 日契約）

ウ 非常用発電装置保守及び定期点検契約書において、柳川市を発注者と表記しているが、契約書第 6 条では甲と表記している。

【注意事項】

ア 現金領収書に年度の記入がないものや、未使用分に出納員名を記入し押印しているものがある。

イ 起案文書において、決裁日や施行日の記入がないものがある。(前年度注意事項)

ウ 公用車運転日誌に使用時間の記入がないものがある。(前年度注意事項)

エ 柳川市コミュニティバス運行管理業務委託契約書において、契約保証金欄に「第 29 条の規定により免除する。」とされている。契約保証金を減免する場合は、契約事務規則第 29 条の適用号数を記入されたい。

オ 汎用ポストックスに係る伺兼依頼書で、見積書に日付の記入がない。

【要望・意見】

企画課では、人口減少対策の一環として結婚サポート事業（大牟田市、みやま市との共同事業）を行っているが、昨年度の定期監査でも「費用対効果が十分に得られているとは言い難く、事業の実施や継続に当たっては目的達成のために効果的な事業か、実施方法等に見直しを要する点はないのか等十分に検討、検証されたい。」と意見、要望をしていた。結果は、「共同事業を行う三市で事業内容など協議をしたが、現状で継続する。」とのことである。

昨年度この事業で婚姻までに至ったのが三市併せて 3 組であった実績をふまえた上で、事業の実施や継続又は委託業者や実施内容など一度見直す必要がある。現状の市の財

政状況に照らし、事業の必要性について再度検討されたい。

また同様に定住化促進事業等に係る様々な事業を行っているが、これについても一定期間が経過したものについては、その事業効果や内容等を見直し、費用対効果が得られないと思われるものは事業継続を含めて慎重に検討されたい。

(財政課)

【指摘事項】

(収入事務)

- ア 下記の自動車損害共済災害共済金の通知は平成 28 年 10 月 24 日付けだが、これに係る調定決議書の起案日は 11 月 1 日と遅れている。
- ・ 公用車車両 (久留米 41 い 6945 : 農政課) の自動車損害共済解約返戻金
 - ・ 公用車車両 (久留米 480 き 8222、久留米 480 き 8221 : 総務課) (久留米 480 さ 1058 水路課) の自動車損害に対する共済金

(契約事務)

- ア ふるさと納税包括支援業務委託契約書について、柳川市を発注者、相手方を受注者として契約しているが、同契約書第 8 条第 2 項では、それぞれを甲、乙と表記している。

(予算事務)

- ア 予算流用申請書 (節間流用) の文書に部長の決裁印がないものがある。

【注意事項】

- ア 旅行命令書について、復命欄への記入がないものがある。(前年度注意事項)
- イ 公用車運転日誌について、使用した区間や使用時間の記入が漏れているものがある。(前年度注意事項)
- ウ 起工伺文書に、決裁日の記入がないものがある。
- エ 物品売買変更契約書に添付する別紙物品明細書で、「あまおう」の品名を「巨峰」と誤記している。
- オ 公会計財務書類作成支援業務委託契約に係り、委託金額は「消費税及び地方消費税込み」で契約しているが、起案文書では「消費税及び地方消費税抜き」として決裁を受けている。

【要望・意見】

ふるさと寄付金の事務について平成 28 年度から大阪に本社があるシステム開発会社へ随意契約により業務委託契約を締結している。ふるさと寄付金に係る寄付金の受入、返礼品の選定及び送付等の業務全般は財政課 (平成 26 年度までは財政課を含む 3 課) が行っていたものであるが、業務繁多で対応が困難であり事務の効率化、軽減化を図ることを主な理由として業務委託へと変更したものである。

本来、業務委託はその業務の特殊性、専門性、人件費との相対的効果、人員やそれ

に係る知識や能力の人材不足、所要時間の軽減等を理由に民間企業等に業務を委ねるものであるが、本件の場合、既にふるさと寄付金に係る返礼品の諸業務を約7年間も実施しており、これに関するノウハウも蓄積されているものと考えられ、特殊性や専門性が必要だとも考えづらい。

本契約では新たに別の経費が発生するものではないが、本来市へ入るべき収入が一定の割合で業者への委託料として支払われるため、市財政への収入が減少することは言うまでもない。

委託料は寄付金の額に応じた割合であるが、これまでの実績から推して相当多額になる可能性もある。事務の軽減、効率化を図る上で熟慮した結果であると思われるが、市財政の将来を考えた場合決して予断は許されず、本件のようにこれまで行ってきた業務の委託については、多面的な検討と慎重な判断が求められると同時に、次回以降の再契約については契約そのものの検討や委託料の見直し及び類似業者との比較を行うよう要望するものである。

《会計課》

【指摘事項】

特にない。

【注意事項】

ア 物品購入事務について、伺兼依頼書の起案日が見積徴取による業者決定後の日付となっているものがある。

イ OCR 業務委託契約について、契約締結日が契約に係る起案及び決裁日より前の日付となっている。

《選挙管理委員会》

【指摘事項】

特にない。

【注意事項】

ア 柳川市長選挙ポスター掲示板の購入に係る物品売買契約書について、契約保証金免除の根拠規定の適用号数を誤って記載している。

イ 伺兼依頼書の訂正に砂消しゴムを使用しているものがある。

ウ 旅行命令書について、復命欄への記入がないものがある。(前年度注意事項)

《公平委員会》

【指摘事項】

特にない。

【注意事項】

ア 旅行命令書について、復命欄への記入がないものがある。

《固定資産評価審査委員会》

【指摘事項】

特にない。

【注意事項】

特にない。

【全般的共通注意事項】

- ア 物品の購入等に関する事務について、納入検査日等の記入が漏れているものや、契約締結伺書の起案日が何兼依頼書の決裁前の日付とされているものなどが散見されるため、柳川市物品の購入等に関する事務取扱要綱等を確認し、適正な事務処理に努められたい。

- イ 随意契約に係る事務について、随意契約の根拠規定や業者選定理由が明らかにされていないもの、予定価格が設定されていないもの等、適正に処理されていないものが見受けられるため、法令等を確認し、事務の誤りや遺漏がないよう努められたい。

- ウ 現金の取り扱いについて、各課で保管されている手提げ金庫、レジの管理は、出納員、現金取扱員等を明確にされ、確実に施錠し保管するなど、厳重に行われたい。また徴収した手数料等に過不足が生じた場合は、日付、金額、過不足の理由等を詳細に記録され、その過不足分については年度内に必要な措置をとられたい。

柳川市監査委員告示第15号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

平成29年12月28日

柳川市監査委員 松藤 博明
柳川市監査委員 近藤 未治

平成29年度(11月期)定期監査報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査

2 監査の対象

市民部(税務課、市民課、生活環境課、廃棄物対策課)

大和庁舎(市民サービス課)、三橋庁舎(市民サービス課)

3 監査の実施期間

平成29年11月1日から平成29年11月29日まで

4 監査の範囲

監査は、下記の期間における市の財務に関する事務の執行が関係法令等に準拠し、適切かつ効率的に行われているか、また市の経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかを主眼として、次の点に重点を置いて実施した。

(1) 監査対象期間

平成29年4月1日から平成29年9月30日まで(平成29年度分)

平成28年10月1日から平成29年5月31日まで(平成28年度分)

(2) 重点事項

ア 前回の監査における指摘事項等の改善状況

イ 予算の執行状況について、収入の手続き及び確保(調定、収納、現金取扱)は適正に行われているか、また、支出は経済的、効果的に行われているか。

ウ 契約事務は公正、適正に行われているか。

エ 補助金等交付事務は、交付要綱等に基づき適正に行われ、その効果を収めているか。

オ 財産の取得、管理、処分は適正かつ効率的に行われているか。

カ その他業務については、法令等に基づき適正に行われ、内部統制機能は働いているか、また業務は合理的かつ効果的に行われることにより、その所期の目的の成果を収めているか。

5 監査の場所

監査室及び各課等(各所管施設を含む)

6 監査の方法

監査は、監査対象課等から事前に提出された定期監査資料に基づいて、関係資料及び証拠書類等の調査、照合、検査を行うとともに、財産管理事務については現地調査を行い、また不明な点については必要に応じ関係職員から説明を聴取して実施した。

7 監査を実施した監査委員名

松藤 博明（識見監査委員）

近藤 末治（議選監査委員）

第2 監査の結果

監査対象の事務事業については、概ね適正に執行されていたが、その一部において、別紙のとおり是正または検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに、職員の指導監督に努めることが望まれる。

監査の結果は次のとおりであるが、各課等において共通するものについては、全般的共通注意事項として記載し、事務処理上の軽微な事項については、監査委員による事情聴取の際に、担当職員に対して口頭により注意、改善、検討を求めたので、記述を省略した。

なお、指摘事項に係る措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

※ この報告書において、法令名の略語は次のとおりとする。

地方自治法	法
地方自治法施行令	施行令
柳川市財務規則	財務規則
柳川市契約事務規則	契約事務規則
柳川市事務決裁規程	事務決裁規程
物品購入・印刷製本伺兼依頼書	伺兼依頼書
契約締結（物品購入・印刷製本）伺書	契約締結伺書

《市民部》

(税務課)

【指摘事項】

(支出事務)

ア 市税の過年度還付金について支出負担行為兼支出命令書の作成をせず支払いをしている。また、支払いの際債権者から受領した領収書を誤って破棄している。

【注意事項】

ア 公用車運転日誌に使用年月日や使用理由等の記入のないものがある。(前年度注意事項)

イ 旅行命令簿に旅行期日を誤って記入しているものがある。

ウ 物品購入・印刷製本伺兼依頼書について利用用途欄の訂正に鉛筆を使用しているものがある。

エ 課税ファイリングシステム税制改正対応業務委託契約について、完了認定通知書と引渡書の日付が前後している。

オ 下記の業務委託契約について、徴取された見積書に日付の記入がない。

- ・課税ファイリングシステム税制改正対応業務委託契約
- ・国税連携システム番号制度対応業務

カ 市県民税課税データ入力業務委託の業務完了届に、決裁日の記入がない。

(市民課)

【指摘事項】

(契約事務)

ア 予定価格が3万円を超える消耗品の購入契約について、契約締結伺書が作成されていないものがある。

【注意事項】

ア 旅行命令書について、復命欄への記入がないものがある。

イ 物品購入・印刷製本伺兼依頼書について、予算配当残額を超えた予定価格で起案されているものがある。

ウ 郵便切手使用簿について、課長の押印のないものがある。

(生活環境課)

【指摘事項】

(支出事務)

- ア 合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付申請について、申請者（設置者）以外の者の住宅平面図が添付されているものがある。

【注意事項】

- ア 起案文書に決裁日や施行日の記入がないものがある。（前年度注意事項）
- イ 福岡魚滓処理対策協議会の脱会に係る起案文書において、決裁日が鉛筆書きされている。

【要望・意見】

- ア 合併処理浄化槽設置整備事業補助金について
この補助金の交付要綱第4条第1項第3号では、「販売の目的で、合併処理浄化槽付専用住宅を建築する者」へは交付しないと規定されている。
今回担当課は、業者が建売住宅として建設していた建物を建築途中で申請者へ売買し建物所有権が変更され、交付要綱第4条第1項第3号の規定にも該当しないとして補助金の交付申請を受理し、建物完成後補助金を交付している。
定期監査ヒアリングで「この建物所有権の変更について、どのように確認したか？」との問いに、「交付申請書に添付している福岡県保健福祉環境事務所長宛の浄化槽管理者変更報告書をもって確認している。」とのことであるが、この報告書はただ単に浄化槽管理者の変更について報告しているだけであり、これをもって建物所有権の変更と認定したのは不十分であると思われる。
販売を目的とした建物には交付しないと交付要綱でも規定されている中で、このような事例での補助金交付に当たっては、追加の疎明資料として売買契約書や建築確認申請書の建築主変更届等を提出させるなど、交付要件に該当しているか否かについてより慎重に審査し、また不明なものについては十分な聞き取りを行い、些かの疑念をも抱かせないように事務を遂行されるよう要望する。
- イ 補助金交付要件の滞納確認について
合併処理浄化槽や住宅用太陽光発電システムの設置整備事業等で補助金を交付しているが、交付要件の中に「市税及び国民健康保険税に滞納がない者」と規定されている。この調査について、税の完納証明書や税務課に対する補助金交付要綱に基づく欠格事項調査で、滞納がない旨の確認を行っている。
しかし、年の途中で他市町村より転入し交付申請された場合等で、本市税務課から「滞納無、H29.1.31 転入のため」や「滞納無、課税権なしのため」と回答されたことで、この転入者には滞納がないものと判断し交付対象者として決定している事例があった。

従前から本市に在住し交付申請された中には、滞納があるとして規定に則り不交付と決定されたケースも有り、先の転入者について転入前の市税等の滞納有無について確認することが公平性を保つ上で必要と思われる。

従って今後は、転入者に対し一定期間滞納がない旨の証明書を提出させるなどした上で交付の判断をするなど、交付要綱の見直しを検討するよう要望する。

(廃棄物対策課)

【指摘事項】

(収入事務)

ア 平成 29 年 3 月分の使用済小型家電売却の際、フレキシブルコンテナバッグ(以下「フレコン」という。) 2 袋に入れて搬出しているが、正味質量の算出にあたりフレコン分の重量 6kg (3kg/1 袋) が控除されておらず、市は契約額より 97 円 (6kg×16.2 円/kg) 多い売却代金を収入している。

(支出事務)

ア 両開地区住民による武雄市リサイクルセンター視察時の手土産代を食料費から支出しているが、視察受入れに対する謝礼として贈るものについては報償費からの支出が適当である。

(契約事務)

ア 下記契約書において、支払遅延利息の率が政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項に規定する政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率とされていない。

- ・物品売買契約書 (ガス冷噴霧ノズル内管、配管一式)
- ・賃貸借契約書 (電話機設備一式)
- ・修繕契約書 (柳川市クリーンセンター排水処理施設汚泥ポンプ取替修繕)
- ・修繕契約書 (柳川市クリーンセンターガス冷却室内煙道補修工事)
- ・修繕契約書 (柳川市クリーンセンターガス冷却室下部スクレーパー用リング取替補修)
- ・物品売買契約書 (柳川市指定可燃ごみ収集袋 (大袋・小袋))
- ・修繕契約書 (柳川市クリーンセンターごみクレーン補修整備工事)
- ・修繕契約書 (柳川市クリーンセンター 2 号炉バグフィルタ用空気圧縮機修繕工事)
- ・修繕契約書 (柳川市クリーンセンター窒素ガス発生装置部品取替工事)
- ・修繕契約書 (大和干拓処分場浸出水処理施設修繕 (攪拌ポンプ取替))

イ 下記は契約金額が 200 万円以上であるが、契約締結にあたり財務規則第 4 条に規定する総務部長との合議が行われていない。

- ・柳川市クリーンセンター維持補修工事設計書作成及び監理業務委託契約
- ・物品売買契約 (柳川市指定可燃ごみ収集袋 (大袋・小袋))

ウ 平成 29 年 6 月 30 日及び同年 9 月 29 日に締結した缶・金属類資源ごみの売払い契約に係る予定価格の設定が行われていない。

エ 平成 29 年 5 月 2 日及び同年 8 月 18 日付けのクリーンセンター運転監理業務委託契約書は、いずれも契約金額の記載のない契約書であるため印紙税は 200 円となるが、それぞれ 400 円の収入印紙が貼付されている。

オ 缶・金属類資源ごみの売払いにあたり、収集量に固定率を乗じて残渣量と買取量を算出し買取金額を決定しているが、契約書にこの算定方法についての記載がない。

カ 一般廃棄物（可燃ごみ・不燃ごみ）の収集、運搬業務委託契約書に、収集範囲に関する記載がない。

キ 一般廃棄物の収集、運搬、処分（中間処理）業務委託に係る受託資格審査申請書類について、下記のものがある。

- (1) 申請業者の役員の変更に伴い再提出された申請書について、收受処理が行なわれていない。また、新たに役員になった者について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 5 項第 4 号イ、ロ、ハ及び暴力団員に該当しないことを確認しないまま業務委託している。
- (2) 申請書に添付することとされている下記書類の添付がないものがある。
 - ・業務実績報告書
 - ・補償内容が確認できる車両保険証書の写し
 - ・事業に使用する自己所有でない土地及び建物に係る貸借契約等を証明する書類

ク 下記契約の受託者又は受注者から提出された工程表について、(1)は工程が全く記入されておらず、また、(2)及び(3)は契約した履行期間外に工程が記入されているが、そのまま受領されている。

- (1) 柳川市クリーンセンターガス冷却室清掃業務委託契約
- (2) 修繕契約（柳川市クリーンセンターガス冷却室煙道補修工事）
- (3) 建設工事請負契約（柳川市クリーンセンター維持補修工事）

ケ 柳川市クリーンセンターガス冷却室清掃業務委託に係る事業完了届や引渡書について、事業完了前に受託者から日付等を空けた書類を預かっている。

（その他）

ア 一般廃棄物処理業許可申請書類及び許可業務について、下記のものがある。

- (1) 一般廃棄物処理業許可申請書（以下「許可申請書」という。）の提出時期について、柳川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第 4 条において「毎年 2 月 1 日から 2 月末日までの間」と規定されているが、平成 29 年 1 月 31 日付けの許可申請書を同日付けで受け付けている。
- (2) 個人で許可を受け一般廃棄物処理業を行っていた者が、新たに法人を設立し、法人として許可を受けないまま一般廃棄物処理業を行っている。また、個人として

受けていた許可期間が終了するにあたり「更新」として法人名で許可申請を行い、市はこれを許可している。

- (3) 許可申請書に「収集運搬契約書(雛形)」を添付することとされているが、添付のないものがある。
- (4) 許可申請書に添付された下記の書類に、日付の記入がないものがある。
 - ・申請法人の定款(奥書証明)
 - ・使用印鑑届
 - ・実績報告書
- (5) 廃棄物対策課では柳川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第 12 条に基づき運搬車や処理施設等の検査を実施したとしているが、結果を記載した「一般廃棄物許可業者実地調査報告書」で、複数の項目が未記入のままとなっている。

【注意事項】

- ア 現金領収書に年度の記入がないものがある。
- イ 公用車運転日誌について、下記のものがある。
 - ・訂正に修正液を使用している。
 - ・使用時間、使用目的又は使用区間の記入がない。
- ウ 旅行命令書について、復命欄への記入がないものがある。
- エ 起案文書に決裁日や施行日の記入がないものがある。
- オ 平成 28 年度に起案された物品不用決議書兼通知書について、財政課への回覧が行われていないものがある。
- カ 柳川市クリーンセンター塩化水素濃度計年次点検整備業務委託契約書について、契約事務規則第 29 条の規定により契約保証金の納付を免除するとしているが、適用号数まで記載されたい。
- キ 単価契約の締結に係る起案文書に年間予定総額の記載のないものがあるが、決裁区分及び予算額内での契約となっているかを確認できるよう、年間予定総額を記載されたい。
- ク 不燃ごみや資源ごみの収集に係る業者からの月毎の実績報告書や、廃棄物対策課で作成した月報等に、柳川市文書管理規程第 20 条に規定する閲覧印を押印して回覧して

いるが、課長の押印がないものや閲覧印自体の押印がないものがある。

ケ 平成 29 年度に締結された下記契約に係る見積状況調書に、予定価格が誤記されている。

- ・資源物売買契約（無色ビン・茶色ビン）
- ・物品売買契約（新聞紙、ダンボール、雑誌、古着、牛乳パック）
- ・使用済小型家電の売買に関する契約
- ・物品売買契約（一升瓶、大ビール瓶、中ビール瓶、小ビール瓶、特大ビール瓶、ジュース瓶）
- ・一般廃棄物（可燃ごみ）の収集、運搬業務委託契約
- ・一般廃棄物（不燃物）の収集、運搬業務委託契約
- ・一般廃棄物（資源物）の収集、運搬業務委託契約
- ・大和干拓最終処分場除草及び整地業務委託契約

【要望・意見】

指摘事項及び注意事項に挙げたとおり事務の誤りや遺漏が多く見受けられた。担当者において事務処理が適正に行われていないだけでなく、組織としてのチェック体制が機能していないことに危機感を覚える。職員一人ひとりが気を引き締め、ひとつひとつの事務を疎かにせず、適正な業務運営に努められるよう要望する。

《大和庁舎》

(市民サービス課)

【指摘事項】

(契約事務)

ア 下記契約書において、支払遅延利息の率が政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項に規定する政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率とされていない。

- ・大和庁舎西側外壁修繕契約書
- ・プロパンガス単価契約書

イ 下記の契約で、契約事務規則第29条第1項第9号により契約保証金を免除しているが、根拠としている規定に合致していない。

- ・パフォーマンス契約書(機種:京セラTASalfa3511i)
- ・パフォーマンス契約書(機種:京セラTASalfa5002i)

(その他)

ア 公印使用簿に押印公印名称の記入がないものがある。(前年度注意事項)

イ 耐火スカイファイル保守点検業務委託契約で契約書に市長公印を使用しているが、公印使用簿への記録を行っていない。

ウ 大和庁舎1階・2階モノクロコピー機賃貸借契約及び耐火スカイファイル保守点検業務委託契約で同一の文書番号を使用し、それぞれに起案しているのは不適切である。

【注意事項】

ア 公用車運転日誌に使用時間や使用区間の記入のないものがある。

イ 耐火スカイファイル保守点検業務委託契約について、下記の事項が見受けられた。

- ・予定価格調書及び見積書に年月日が記入されていない。
- ・予定価格調書に設定権者の押印がない。
- ・起案文書中公印使用欄に取扱責任者及び押印者の印がない。

《三橋庁舎》

(市民サービス課)

【指摘事項】

(支出事務)

ア 他団体が借上げたバスに同乗して旅行する場合は旅費雑費を支給しないこととされているが、三橋町区長会が借上げたバスに同乗して視察研修に随行した職員に対し旅費雑費が支給されている。

(契約事務)

ア 下記の契約書に収入印紙の貼付がない。

- ・パフォーマンス契約書（三橋庁舎市民サービス課設置カラー複合機）
- ・パフォーマンス契約書（三橋庁舎2階設置カラー複合機）
- ・パフォーマンス契約書（三橋庁舎2階設置デジタルモノクロ広幅複合機）
- ・コニカミノルタ複合機レンタル契約書（三橋庁舎3階設置コピー機）

イ 自家用電気工作物保安業務委託について、3者見積もりによる随意契約とし、最低価格提示者（以下「A者」という。）を契約の相手方として決定しているが、契約形態は二者契約ではなく、A者からの申し出により別団体を交えた三者契約となっている。

このような契約形態となったのは、A者が受託者となる場合、従業員の常駐が必要となることについて、市もA者も認識しないまま見積もり合わせを実施したことが原因と考えられる。A者は従業員の常駐を回避するために、常駐せずにこの業務を受託できる別団体を加えて契約することを市に申し出、市はこれを承諾して三者契約を締結しているが、契約の実態は再委託と同様であり不適切である。

【注意事項】

ア 郵便切手使用簿の訂正箇所には訂正印のないものがある。

イ 三橋庁舎1階西側通用ロサッシ修繕に係る見積書に日付の記入がない。

ウ 行政財産使用許可申請後に申請団体の代表者に変更があったものについて、市は新たな代表者に対し許可証を交付しているが、申請人から申請人の変更に係る届出書の提出を受けていない。

【全般的共通注意事項】

- ア 物品の購入等に関する事務について、納入検査日等の記入が漏れているものや、契約締結伺書の起案日が何兼依頼書の決裁前の日付とされているものなどが散見されるため、柳川市物品の購入等に関する事務取扱要綱等を確認し、適正な事務処理に努められたい。

- イ 随意契約に係る事務について、随意契約の根拠規定や業者選定理由が明らかにされていないもの、予定価格が設定されていないもの等、適正に処理されていないものが見受けられるため、法令等を確認し、事務の誤りや遺漏がないよう努められたい。

- ウ 現金の取り扱いについて、各課で保管されている手提げ金庫、レジの管理は、出納員、現金取扱員等を明確にされ、確実に施錠し保管するなど、厳重に行われたい。また徴収した手数料等に過不足が生じた場合は、日付、金額、過不足の理由等を詳細に記録され、その過不足分については年度内に必要な措置をとられたい。

柳川市監査委員告示第1号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

平成30年1月31日

柳川市監査委員 松藤 博明
柳川市監査委員 近藤 未治

平成29年度(12月期)定期監査報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査

2 監査の対象

建設部(建設課、都市計画課、国土調査課、下水道課)、水道課

3 監査の実施期間

平成29年12月1日から平成29年12月28日まで

4 監査の範囲

監査は、下記の期間における市の財務に関する事務の執行が関係法令等に準拠し、適切かつ効率的に行われているか、また市の経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかを主眼として、次の点に重点を置いて実施した。

(1) 監査対象期間

平成29年4月1日から平成29年10月31日まで(平成29年度分)

平成28年11月1日から平成29年5月31日まで(平成28年度分)

(2) 重点事項

ア 前回の監査における指摘事項等の改善状況

イ 予算の執行状況について、収入の手続き及び確保(調定、収納、現金取扱)は適正に行われているか、また、支出は経済的、効果的に行われているか。

ウ 契約事務は公正、適正に行われているか。

エ 補助金等交付事務は、交付要綱等に基づき適正に行われ、その効果を収めているか。

オ 財産の取得、管理、処分は適正かつ効率的に行われているか。

カ その他業務については、法令等に基づき適正に行われ、内部統制機能は働いているか、また業務は合理的かつ効果的に行われることにより、その所期の目的の成果を収めているか。

5 監査の場所

監査室及び各課等(各所管施設を含む)

6 監査の方法

監査は、監査対象課等から事前に提出された定期監査資料に基づいて、関係資料及

び証拠書類等の調査、照合、検査を行うとともに、財産管理事務については現地調査を行い、また不明な点については必要に応じ関係職員から説明を聴取して実施した。

- 7 監査を実施した監査委員名
松藤 博明（識見監査委員）
近藤 末治（議選監査委員）

第2 監査の結果

監査対象の事務事業については、概ね適正に執行されていたが、その一部において、別紙のとおり是正または検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに、職員の指導監督に努めることが望まれる。

監査の結果は次のとおりであるが、各課等において共通するものについては、全般的共通注意事項として記載し、事務処理上の軽微な事項については、監査委員による事情聴取の際に、担当職員に対して口頭により注意、改善、検討を求めたので、記述を省略した。

なお、指摘事項に係る措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

※ この報告書において、法令名の略語は次のとおりとする。

地方自治法	法
地方自治法施行令	施行令
柳川市財務規則	財務規則
柳川市契約事務規則	契約事務規則
柳川市事務決裁規程	事務決裁規程
物品購入・印刷製本伺兼依頼書	伺兼依頼書
契約締結（物品購入・印刷製本）伺書	契約締結伺書

《建設部》

(建設課)

【指摘事項】

(収入事務)

ア 市道証明及び道路幅員証明に係る手数料収入で、証明日は4月24日付けだが、これに係る調定決議書の起票日は同月25日と遅れている。

(支出事務)

ア 旅費雑費支給地域への旅行について、旅費の支払いがないものがある。

イ 筑後川未来空間形成推進期成会平成29年度負担金の納入に係る文書について、收受処理も供覧もされることなく期成会等議案書及び負担金綴に綴られている。

また、矢部川改修期生同盟会負担金の納入に係る文書についても供覧されることなく同綴に綴られている。

ウ 昭代第二線堤防除草業務について柳川市シルバー人材センター（以下「人材センター」という。）と工期を平成28年11月30日から平成29年3月17日までとして委託契約している。この内11月分の実施報告書が人材センターから提出されているが、この内容について十分に確認しないまま受領している。

(契約事務)

ア 市営畦無団地2-32号修繕工事の業務委託に係り3者から見積書として工事費内訳書を徴取しているが、この内2者の工事費内訳書では見積書の提出期限が過ぎた日付を修正テープによってそれぞれ提出期限内に訂正している。本来なら無効となるべき工事費内訳書で入札に参加させたことは不適切である。

イ 下記契約書において、支払遅延利息の率が政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項に規定する政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率とされていない。

- ・立花通線街路樹剪定業務委託
- ・柳川市内橋梁定期点検支援業務委託
- ・柳川市内道路橋定期点検地域一括発注支援業務委託

ウ 南浜武地内道路側溝蓋補修工事の原材料購入契約書について、「(以下「乙」という。)」の前に記載すべき「乙」の氏名の記載がない。

エ 市営隅町南団地樹木選定作業業務委託について、予定価格調書を入れた封筒が未開封のまま契約締結の起案及び決裁がされている。

【注意事項】

- ア 公用車運転日誌について、使用年月日や使用時間の記入がないものがある。
- イ 起案文書に決裁日や施行日の記入がないものがある。
- ウ 柳川市老朽危険家屋等除却促進事業補助金確定通知の起案文書で、公印使用に係る取扱責任者の押印がないものがある。
- エ 南浜武地内道路側溝蓋補修工事の原材料購入契約書について、契約保証金を免除としているが、根拠規定の記入がない。
- オ 農振橋橋梁補修設計業務委託について、下記のものが見受けられた。
 - ・業務計画書の「5. 打合せ計画」の第3回打合せ時期（予定）が前年度の日付となっている。
 - ・業務着手届に添付する管理技術者及び照査技術者の経歴書で、証明する日付の記載がない。
- カ 平成28年度に購入された備品について、財務規則第138条に規定する標識が付されていない。

【要望・意見】

- ア 市営住宅使用料及び市営住宅駐車場使用料の滞納について

住宅使用料は現年・過年度分の収納率は年々低下し、収納未済額も共に年々悪化しており、また、駐車場使用料の収納率は現年・過年度分と前年度と比較してそれぞれに改善しているものの、収入未済額は共に悪化している状況にある。

これまでの定期監査で滞納削減に関し、滞納額や滞納率の減少目標を設定し臨戸訪問の頻度を上げるなど効果的な方法を創意工夫すると同時に、要領に定めた原則に立って取り組むよう要望してきたところである。

市営住宅へ入居を希望しても抽選等により入居できない者も少なくない。また、既納付者と負担の公平性観点からも担当者はこれらのことを十分に認識した上で、連帯保証人への催告や明渡し請求等法的措置も考慮し、滞納解消に向け積極的に対応するよう強く要望する。

(都市計画課)

【指摘事項】

(収入事務)

ア 屋外広告物許可申請手数料について、算定を誤っているものがある。

(支出事務)

ア 会議時のお茶購入費等、食糧費から支出するものについて、食糧費支出事前伺書及び食糧費支出調書が作成されていない。

(契約事務)

ア 下記は何れも契約金額が 200 万円以上であり、また、(2)については長期継続契約でもあるが、契約締結にあたり財務規則第 4 条に規定する総務部長との合議が行われていない。

- (1) 公園清掃業務委託（柳川市内公園 11 箇所）
- (2) 柳川市自由通路及び柳川駅東口駅前広場トイレ等清掃業務委託

イ 下記契約書において、支払遅延利息の率が政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項に規定する政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率とされていない。

- ・印刷製本等請負契約書（柳川市文化財調査報告書第 12 集『柳川駅東部土地地区画整理事業関係埋蔵文化財発掘調査報告書Ⅱ』印刷製本）
- ・印刷製本等請負契約書（平成 28 年度柳川市都市計画マスタープラン印刷製本）

ウ 水辺の散歩道内堀（2 工区）施設整備工事に係る建設工事請負契約書について、「請負代金額」及び「うち取引に係る消費税及び地方消費税の額」の欄に記載された金額が、砂消しゴムにより訂正されている。これに限らず、契約書の請負代金額等、金額の訂正は厳に慎まれない。

エ 予定価格が 3 万円を超える物品の購入について、契約締結伺書は作成されているものの伺兼依頼書が作成されていないものがある。

【注意事項】

ア 旅行命令書について、下記のものがある

- ・復命欄への記入がない。（前年度注意事項）
- ・金額や回議印の訂正に修正テープを使用している。
- ・旅行命令の取消しや記載内容の訂正に訂正印がない。
- ・旅費欄への記入に鉛筆を使用している。

イ 公用車運転日誌について、下記のものがある。

- ・使用年月日や使用時間の記入がない。（前年度注意事項）

- ・空白行に課長の押印がある。
 - ・消せるボールペンを使用して記入している。
- ウ 起案文書に決裁日や施行日の記入がないものがある。
- エ 屋外広告物許可申請について、添付書類不備のまま許可しているものがある。
- オ 筑後中央広域都市計画事業柳川駅東部土地区画整理審議会議事録に、署名年月日の記入がない。
- カ 工事や業務委託関係書類について、下記のものがある。
- ・契約にあたり徴取された見積書に日付の記入がない。
 - ・記載内容や押印の訂正に砂消しゴムや修正テープが使用されている。
 - ・打合せや協議の内容を記した記録簿の委託者及び受託者の押印欄に、一方又は双方の押印がない。
 - ・受注者又は受託者から提出された書類に発出日の記入がない。
 - ・業務完了届に完了年月日の記入がない。
 - ・引渡書に完了承認年月日及び引渡日の記入がない。
 - ・受注者から工程表が提出されていない。
 - ・受託者から提出された業務工程表に履行期間の始期の記入がない。
- キ 契約保証金について、下記のものがある。
- ・契約書に記載された契約保証金免除の適用号数に合致していない。(設計業務等委託契約書(都市計画情報システム更新業務委託))
 - ・契約書に契約保証金を「免除」と記載しているが、契約事務規則第29条の適用号数まで記載されたい。(原材料購入契約書(特注レンガ))

(国土調査課)

【指摘事項】

(支出事務)

ア 平成 29 年 10 月 13 日の福岡市への旅行にかかる旅費について、職員に対し支給された金額が誤っている。公共交通機関を使用した往復旅費を支給しているが実際は一部公用車を使用しているため、差額分は返納されたい。

(契約事務)

ア 下記物品の購入に係る契約について、予定価格が設定されていない。

- ・現場作業用品（境界杭等） 2 件
- ・現場作業服
- ・コノエダブルNo.2 赤、コノエダブルNo.3 赤
- ・アルミナンバープレート C タイプ

イ 平成 29 年 5 月 10 日、現場作業着購入契約のため徴取した請書の納入期限が誤っている。

ウ 下記の契約書に契約保証金免除についての記載がない。

- ・一筆地調査支援システム等保守サービス基本契約書
- ・地積調査支援システム/サーバー一式賃貸借契約書

エ 市有地売買契約について、提出された用途廃止財産売却申請書、意見書及び同意書等の書類に日付の記入がないものや鉛筆書きされたものがある。

【注意事項】

ア 作業服購入にかかる見積書が F A X により徴取されている。

イ 境界標の購入に係り徴取した見積書に日付の記入がない。

ウ 道路占用許可証について、日付を遡って発行しているものがある。

エ 法定外公共物占用許可証に占用料の算定式を誤って記載しているものがある。

オ 市有地売買契約について、相手方へ渡すべき契約書を、渡さずに保管している。

カ 国土（地積）調査業務委託にかかる仕様書、協定書等の書類について、業務名称や履行場所等を誤って記載しているものがある。

キ 請負業者から提出された業務完了届に決裁日の記入がない。

ク 業務委託契約に係る見積依頼文書について、相手方に原本でなくコピーを渡している。

ケ 平成 28 年度に購入された備品について、財務規則第 138 条に規定する標識が付されていない。

(下水道課)

【指摘事項】

(契約事務)

- ア 出の橋架替に伴う下水道施設調整工事に係り、契約相手方から工事の竣工現場写真を提出しているが、工事箇所と相違した現場の写真を貼付している。
- イ 下記契約書について、第9条第2項で「第1条第3項に定める契約金額」とあるが、契約金額に係る事項は第1条第5項の誤りである。
- ・No2 ポンプ井攪拌機 C/C ユニット内器具取替
 - ・No2 返汚泥流量 電磁流量計修理
 - ・No2-1、No2-2 返送汚泥ポンプ解体修理
 - ・汚泥脱水機フレーム補修
 - ・薬品混和装置用減速機修繕
 - ・三橋第4ポンプ場汚水ポンプ修繕

【注意事項】

- ア 現金領収書に年度や連続番号の記入がないものがある。
- イ 公用車運転日誌について、使用時間の記入がないものがある。
- ウ 購入備品に財務規則第138条の規定による標識の貼付がないものがある。
- エ 出の橋架替に伴う下水道施設調整工事の請負契約に係り、相手方から提出された誓約書に日付の記入がない。
- オ 椿原町地内取付管修繕工事の起工伺で履行期限を鉛筆で記入している。

≪水道課≫

【指摘事項】

(支出事務)

ア 職員が旅行命令書による申請をせずに、公用車を使用し旅行している。職員等の旅行については、柳川市職員等の旅費に関する条例施行規則第 3 条の規定により、その都度旅行命令権者の命令を受けられたい。

(契約事務)

ア 下記の契約書は、契約保証金を免除しているが、理由についての記載がない。

- ・ 物品売買契約書
- ・ 積算システム賃貸借契約
- ・ 設計業務等委託契約書 (矢加部配水場外計装設備保守点検業務委託)
- ・ 建設工事請負契約書 (出の橋架替工事に伴う既設管撤去及び閉塞工事)
- ・ 建設工事請負契約書 (番所橋架替に伴う配水管本設工事)
- ・ 建設工事請負契約書 (配水監視局計装設備新設・更新工事)
- ・ 建設工事請負契約書 (変更) (栄地内輻輳管整備工事)
- ・ 建設工事請負契約書 (変更) (番所橋架替に伴う配水管布設替工事)
- ・ 建設工事請負契約書 (変更) (国道 208 号門前橋水管橋仮設工事)

イ 賃貸借契約について、中途解約した場合の残存賃料の算定に用いる期間が、契約書の期間と相違している。

【注意事項】

ア 公用車運転日誌に下記のものがある。

- ・ 使用区間の記入がない。
- ・ 鉛筆により記入されている。

イ 徴取した見積書に日付の記入がないものがある。

ウ 契約保証金を免除しているが、契約事務規則第 29 条の適用号数の記載がないものがある。

【要望・意見】

水道料金の未収金対策については、電話による納付勧告や臨戸訪問等に努めているものの、平成 29 年 10 月末時点での収納率が、前年に比べ低い状況にある。まずは、収納率及び収納額についての明確な目標値を定め、公平性の観点から停水措置をも含めた積極的な対策がなされるよう要望する。

【全般的共通注意事項】

- ア 物品の購入等に関する事務について、納入検査日等の記入が漏れているものや、契約締結伺書の起案日が伺兼依頼書の決裁前の日付とされているものなどが散見されるため、柳川市物品の購入等に関する事務取扱要綱等を確認し、適正な事務処理に努められたい。

- イ 随意契約に係る事務について、随意契約の根拠規定や業者選定理由が明らかにされていないもの、予定価格が設定されていないもの等、適正に処理されていないものが見受けられるため、法令等を確認し、事務の誤りや遺漏がないよう努められたい。

- ウ 現金の取り扱いについて、各課で保管されている手提げ金庫、レジの管理は、出納員、現金取扱員等を明確にされ、確実に施錠し保管するなど、厳重に行われたい。また徴収した手数料等に過不足が生じた場合は、日付、金額、過不足の理由等を詳細に記録され、その過不足分については年度内に必要な措置をとられたい。

柳川市監査委員告示第4号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

平成30年2月28日

柳川市監査委員 松藤 博明
柳川市監査委員 近藤 未治

平成29年度(1月期)定期監査報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査

2 監査の対象

教育部(学校教育課、人権・同和教育推進室、図書館)

3 監査の実施期間

平成30年1月4日から平成30年1月30日まで

4 監査の範囲

監査は、下記の期間における市の財務に関する事務の執行が関係法令等に準拠し、適切かつ効率的に行われているか、また市の経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかを主眼として、次の点に重点を置いて実施した。

(1) 監査対象期間

平成29年4月1日から平成29年11月30日まで(平成29年度分)

平成28年12月1日から平成29年5月31日まで(平成28年度分)

(2) 重点事項

ア 前回の監査における指摘事項等の改善状況

イ 予算の執行状況について、収入の手続き及び確保(調定、収納、現金取扱)は適正に行われているか、また、支出は経済的、効果的に行われているか。

ウ 契約事務は公正、適正に行われているか。

エ 補助金等交付事務は、交付要綱等に基づき適正に行われ、その効果を収めているか。

オ 財産の取得、管理、処分は適正かつ効率的に行われているか。

カ その他業務については、法令等に基づき適正に行われ、内部統制機能は働いているか、また業務は合理的かつ効果的に行われることにより、その所期の目的の成果を収めているか。

5 監査の場所

監査室及び各課等(各所管施設を含む)

6 監査の方法

監査は、監査対象課等から事前に提出された定期監査資料に基づいて、関係資料及

び証拠書類等の調査、照合、検査を行うとともに、財産管理事務については現地調査を行い、また不明な点については必要に応じ関係職員から説明を聴取して実施した。

- 7 監査を実施した監査委員名
松藤 博明（識見監査委員）
近藤 末治（議選監査委員）

第2 監査の結果

監査対象の事務事業については、概ね適正に執行されていたが、その一部において、別紙のとおり是正または検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに、職員の指導監督に努めることが望まれる。

監査の結果は次のとおりであるが、各課等において共通するものについては、全般的共通注意事項として記載し、事務処理上の軽微な事項については、監査委員による事情聴取の際に、担当職員に対して口頭により注意、改善、検討を求めたので、記述を省略した。

なお、指摘事項に係る措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

※ この報告書において、法令名の略語は次のとおりとする。

地方自治法	法
地方自治法施行令	施行令
柳川市財務規則	財務規則
柳川市契約事務規則	契約事務規則
柳川市事務決裁規程	事務決裁規程
物品購入・印刷製本伺兼依頼書	伺兼依頼書
契約締結（物品購入・印刷製本）伺書	契約締結伺書

《教育部》

(学校教育課)

【指摘事項】

(支出事務)

ア 会議時のお茶購入費等食糧費から支出するものについて、食糧費支出事前伺書及び食糧費支出調書が作成されていないものがある。

イ 中学校体育・文化連盟事業補助金について、下記のとおり補助金額の算定に誤りがある。

- (1) 蒲池中学校の選抜卓球大会（開催日：平成 29 年 7 月 22 日～23 日）出場に係る交通費について、八丁牟田駅前から羽犬塚駅前までのバス代（往復料金 580 円）を 760 円として算定している。
- (2) 柳城中学校の中体連県大会（陸上）（開催日：平成 29 年 7 月 28 日～29 日）出場に係る雑費について、計算書は日毎に作成されているが、雑費をそれぞれ 2 日分ずつ算定している。

ウ 下記補助金の交付決定について、財政課通知「各種団体等への補助金交付適正化の徹底について」で示された財政課との合議が行われていない。

また、何れも市長決裁となるが、(3)について、教育長決裁とされているものがある。

- (1) 中学校体育・文化連盟事業補助金（蒲池中学校分）
- (2) 小中学校就学奨励金
- (3) 高等学校進学奨励金
- (4) 大学進学奨励金

エ 平成 28 年度柳川市図書館委員会補助金の交付額は 200 万円以上であるが、変更交付決定にあたり総務部長との合議が行われていない。

オ 高等学校進学奨励金及び大学進学奨励金の交付にあたり所得判定を行っているが、所得判定に用いた保護者の収入について、起案文書に裏づけ資料の添付のないものがある。

(契約事務)

ア 下記は契約金額又は単価契約による年間予定総額が 200 万円以上であるが、契約にあたり総務部長との合議が行われていない。（前年度指摘事項）

また、何れも副市長決裁となるが、(2)については教育長により決裁されている。

- (1) 大和小学校を除く柳川市立小・中学校の機械警備請負契約
- (2) 学校心臓検診委託契約

イ 下記の契約について、契約金額又は単価契約による年間予定総額は 10 万円以上であ

り決裁区分は部長となるが、予定価格の設定及び契約締結に係る起案文書の決裁が課長により行われている。(前年度指摘事項)

- ・中学校植木剪定及び消毒業務委託契約
- ・学校給食単独調理校腸内細菌検査 5 項目業務委託契約

ウ 小・中学校節水バルブ賃貸借契約について、予定価格が 100 万円以上であり決裁区分は副市長となるが、予定価格の設定及び契約締結に係る起案文書の決裁が部長により行われている。

エ 寄生虫卵(蟻虫卵)検査契約の締結に係る起案文書は平成 29 年 4 月 3 日に決裁されているが、契約締結日は決裁前の同月 1 日とされている。

オ 藤吉小学校他 4 校の複写機に係る再リース契約の契約金額について、見積書でリース料総額(12 ヶ月分)は 30,120 円とされているが、契約書には「月額 30,120 円」と誤記されている。また、消費税及び地方消費税込みの金額について、見積書では「32,520 円」、契約書では「32,529 円」と相違している。

カ 適応指導教室ありあけのコピー機に係る再リース契約について、契約事務規則第 25 条に規定する期間内に契約書が作成されていない。

キ 蒲池中学校他 2 校の複合機に係る複合機レンタル契約書に、契約日の記入がない。

ク 大和小学校を除く柳川市立小・中学校に係る機械警備業務請負契約書について、対象校毎の「発注者の担当責任者」欄に緊急連絡の必要が生じた場合の連絡先の記入がない。

ケ 下記の契約に係る契約保証金について、契約書や契約に係る起案文書に記載せず、契約保証金の取り扱いについて決裁を受けないまま、契約保証金を免除している。

- ・労働者派遣個別契約(柳川市小中学校可燃物等回収業務)
- ・柳川市立小・中学校管理業務委託契約

コ 下記の契約書に収入印紙の貼付がない。

- ・パフォーマンス契約(大和中学校のカラー複写機)
- ・パフォーマンス契約(大和小学校他 5 校の複写機)
- ・パフォーマンス契約(教育委員会の複写機)
- ・パフォーマンス契約(藤吉小学校他 4 校の複写機)
- ・パフォーマンス契約(柳河小学校他 7 校の複写機)
- ・パフォーマンス契約(適応指導教室ありあけの複写機)

【注意事項】

- ア 公用車運転日誌について、使用時間の記入のないものがある。
- イ 旅行命令書について、下記のものがある。
- ・訂正に修正テープを使用している。
 - ・旅行命令の取消しや記載内容の訂正に訂正印がない。
- ウ 起案文書に決裁日や施行日の記入のないものがある。
- エ 城内小学校から提出された補助事業実績報告書について、添付されている平成 28 年度学校給食費報告書に収入合計や差引残高の算出誤りがある。
- オ 契約にあたり徴取された見積書に日付の記入のないものがある。(前年度注意事項)
- カ プール循環装置保守点検業務委託(中学校分)契約に係る見積状況調書に、予定価格及び見積書比較価格が誤記されている。
- キ 単価契約の締結に係る起案文書に年間予定総額の記載のないものがあるが、決裁区分及び予算額内での契約であることを確認できるよう年間予定総額を記載されたい。
- ク 中学校 4 校の e ライブラリーアドバンスに係る使用契約書に、「契約保証金は免除とする。」と記載しているが、根拠規定まで記載されたい。
- ケ 学校施設利用許可申請書について、下記のものがある。
- ・使用料欄への記入がない。
 - ・申請者名や利用日等の訂正に修正液を使用している。

(柳川学校給食共同調理場)

【指摘事項】

(契約事務)

ア 下記の単価契約について、年間予定総額は10万円以上であり決裁区分は部長となるが、予定価格の設定及び契約締結に係る起案文書の決裁が課長により行われている。

(前年度指摘事項)

- ・検査委託契約（腸内細菌検査）
- ・検査委託契約（ノロウイルス検査）

イ 空調設備保守点検業務委託契約の契約期間は平成29年4月1日から平成30年3月31日までであるが、契約書別紙仕様書に委託期間を「平成28年4月1日～平成29年3月31日迄」と誤記している。

ウ 複合機に係るパフォーマンス契約書に収入印紙の貼付がない。

【注意事項】

ア 起案文書に分類名及び保存区分の記入がない。

イ 契約にあたり徴取された見積書に日付の記入のないものがある。(前年度注意事項)

ウ 調理等業務（夏季追加分）委託に係る契約書に、契約保証金を「免除」と記載しているが、根拠規定を適用号数まで記載されたい。(前年度注意事項)

エ 配送車の運転業務日誌について、出発時と前日到着時の走行距離メーターの数値が一致していないものがある。

(大和学校給食共同調理場)

【指摘事項】

(支出事務)

- ア 消耗品購入のためとして行った燃料費から消耗品費への予算流用について、流用理由とした消耗品の購入を行わず、流用した予算を他の消耗品の購入費用に充てているものがある。
- イ 同一の目的で予算流用申請書を2件起票したため1件を取消す必要があったものについて、取消し処理を行っていない。

(契約事務)

- ア 下記の契約について、年間予定総額は10万円以上であり決裁区分は部長となるが、予定価格の設定及び契約締結に係る起案文書の決裁が課長により行われている。(前年度指摘事項)
- ・検査委託契約(腸内細菌検査)
 - ・検査委託契約(ノロウイルス検査)
- イ 調理場消毒業務委託契約(契約金額48,600円)について、業者から提出された見積書のうち1者の見積書を誤って他の契約関係書類に紛れ込ませている。そのため、当該業者の見積金額が決定業者の見積金額を下回っていたにもかかわらず、契約に至らず「辞退」として取り扱っており不適正である。
- ウ 調理等業務(夏季追加分)委託契約について、契約事務規則第25条に定める期間内に契約書の作成が行われていない。
- また、契約書に契約業務の名称を「柳川市柳川学校給食共同調理場調理等業務委託」と誤記している。
- エ ステンレス製二重食缶購入の契約日について、契約締結伺書に「平成29年9月13日」と記載しているが、契約書には「平成28年9月13日」と誤記している。
- オ 冷暖房設備修理(吸収式冷温水機)の完成検査に係る検査員任命伺の決裁日は平成29年6月1日だが、決裁前である同年5月31日に完成検査が実施されている。
- カ 三方弁取替工事・配管修繕工事の完成検査は平成29年3月31日に実施されているが、これに係る修繕検査調書は完成検査実施前である同月30日に起案されている。
- キ 下記の契約書は一部訂正されているが、訂正印として市長印の押印はあるものの、契約の相手方の押印がない。
- ・物品売買契約書(ハンマーキャスター用車輪)

- ・保守契約書（連続炊飯ライン）

ク 複合機に係るパフォーマンス契約書に収入印紙の貼付がない。

【注意事項】

ア 配送車の運転業務日誌について、下記のものがある。

- ・出発時と前日到着時の走行距離メーターの数値が一致していない。
- ・使途や使用時間の記録がない。
- ・訂正に修正液を使用している。

イ 起案文書に下記のものがある。

- ・文書分類名や保存区分の記入がない。
- ・決裁日や施行日の記入がない。

ウ 契約にあたり徴取した見積書に日付の記入のないものがある。（前年度注意事項）

エ 下記の契約に係る見積状況調書に予定価格を誤記している。

- ・ボイラー地下タンク点検業務委託契約
- ・冷温水機ばい煙測定業務委託契約

オ 下記の契約に係る契約保証金について、契約書に「免除」や「柳川市契約事務規則第29条の規定により免除」と記載しているが、根拠規定を適用号数まで記載されたい。

- ・調理等業務（夏季追加分）委託契約
- ・単価契約（プロパンガス）

(三橋学校給食共同調理場)

【指摘事項】

(契約事務)

ア 下記は契約金額が 200 万円以上であるが、契約にあたり総務部長との合議が行われていない。(前年度指摘事項)

また、指名競争入札とされた(1) について、指名表に記載されていない業者に誤って指名通知を行い、本来であれば指名取消しを行うべきところ、「辞退」として取り扱っている。

- (1) 配送車購入に係る物品売買契約
- (2) 真空冷却機購入に係る物品売買契約

イ 下記の契約について、年間予定総額は 10 万円以上であり決裁区分は部長となるが、予定価格の設定及び契約締結に係る起案文書の決裁が課長により行われている。

- ・産業廃棄物処分委託契約
- ・産業廃棄物処理委託契約
- ・検査委託契約 (腸内細菌検査)
- ・検査委託契約 (ノロウイルス検査)

ウ 下記の契約について、契約事務規則第 25 条に規定する期間内に契約書が作成されていない。

- ・産業廃棄物処分委託契約
- ・産業廃棄物処理委託契約
- ・電話機の再リース契約
- ・調理用機械器具保守委託契約
- ・マット及びモップ賃貸借契約

エ 排水処理施設の産業廃棄物処分業務委託契約について、決裁を受けた契約書(案)と異なる契約書にて契約締結している。

また、産業廃棄物処理委託契約書(収集運搬業務)に記載された最終処分地が、産業廃棄物処分業務委託契約書に記載された場所と相違している。

オ 下記の契約は長期継続契約であるが、翌年度以降の予算が減額又は削減された場合の契約解除条項が付記されていない。

- ・機械警備請負契約
- ・自家用電気工作物の保安管理業務委託契約

カ 複合機のパフォーマンス契約書に収入印紙の貼付がない。

【注意事項】

- ア 配送車運転業務日誌について、下記のものがある。
- ・ 出発時と前日到着時の走行距離メーターの数値が一致していない。
 - ・ 運転者や同乗者の氏名の記入がない。
 - ・ センター到着時刻の記入がない。
- イ 契約にあたり徴取された見積書に日付の記入のないものがある。

(人権・同和教育推進室)

【指摘事項】

(支出事務)

ア 職員が旅行命令による申請をせずに、公用車を使用し旅行しているものがある。職員等の旅行については、柳川市職員等の旅費に関する条例施行規則第 3 条の規定により、その都度旅行命令権者の命令を受けられたい。

イ 旅行命令書について、特別承認事項として自家用車使用の旨記入しているが、承認印がない。

(契約事務)

ア 予定価格が 10 万円以上である消耗品の購入について、室長により決裁されている。

イ 柳川市人権・同和教育夏期講座講演業務委託契約書について、契約事務規則第 29 条の規定により契約保証金の納付を免除するとしているが、適用号数まで記載されたい。

ウ 柳川市人権・同和教育夏期講座音響等業務委託契約書について、市長印の押印がない。

【注意事項】

ア 印刷製本伺兼依頼書について、決裁日の記入を誤っているものがある。

イ 備品購入のため徴取された見積書に押印がない。

ウ 旅行命令書の金額の訂正に、修正テープを使用している。

エ 公用車運転日誌について、走行距離の記入のないものがある。

オ 下記の契約書について、契約書の条文に誤りがある。

- ・人権・同和教育夏期講座講演業務委託
- ・人権・同和教育夏期講座音響等業務委託
- ・人権を考えるつどい講演業務委託

カ 柳川市人権・同和教育研究協議会会計の支出について、支出伺いに領収書の添付や、受領印の押印のないものがある。

(図書館)

【指摘事項】

(支出事務)

ア 平成 29 年 8 月 16 日に職員が自家用車を使用して管内を旅行しているが、これに係る旅費が支払われていない。

(契約事務)

ア 書架整理用物品の購入に係る伺兼依頼書において、決裁権者の決裁印が押印されていないものがある。

イ 利用者貸出・館内閲覧用 A V 資料購入契約書において、支払遅延利息の率が政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項に規定する政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率とされていない。

ウ 図書館等の機械警備業務請負契約書において、別紙 3・4・5 の「警備計画、警備対象物件及び細則」の各第 4 章に市の担当責任者の職名、氏名、電話番号の記入がない。

エ 柳川市立図書館エントランス東側柵修理に係り、工事起工伺、工事契約締結伺及び請書等をそれぞれに作成しているが、これらの表題が統一されていない。

またこれらの内、予定価格表の封筒、予定価格調書の表題及び工事起工伺の名称では、「東側」を「南側」と誤って記載している。

オ 下記の契約書に収入印紙の貼付がない。

- ・パフォーマンス契約書（雲龍図書館）
- ・パフォーマンス契約書（柳川市立三橋図書館）
- ・パフォーマンス契約書（柳川市立図書館蒲池分館）
- ・パフォーマンス契約書（柳川市立図書館昭代分館）
- ・複写機 F A X 複合機保守及び消耗品等供給に関する契約書（柳川市立図書館事務所内）
- ・コピー複合機保守及び消耗品等供給に関する契約書（柳川市立図書館）
- ・昇降機保守契約書（柳川市立図書館）
- ・あめんぼセンター外壁タイル調査及び補修工事契約内容変更請書

【注意事項】

ア 現金領収書に年度の記入がないものがある。

イ 公用車運転日誌について、使用時間の記入がないものがある。

- ウ 旅行命令書で所属長の押印がないものがある。

- エ 物品購入伺兼依頼書について、納品確認の確認者印がないものがある。

- オ 柳川市立図書館会議室等使用料減免申請書について、減免の適用号数が記入されていないものがある。(前年度注意事項)

- カ 両開・昭代分館 6 月分利用者カード弁償の調定決議書に資料として納入通知書・領収書の写しを添付する際、それぞれ互いに誤って添付している。

【全般的共通注意事項】

- ア 物品の購入等に関する事務について、納入検査日等の記入が漏れているものや、契約締結伺書の起案日が何兼依頼書の決裁前の日付とされているものなどが散見されるため、柳川市物品の購入等に関する事務取扱要綱等を確認し、適正な事務処理に努められたい。

- イ 随意契約に係る事務について、随意契約の根拠規定や業者選定理由が明らかにされていないもの、予定価格が設定されていないもの等、適正に処理されていないものが見受けられるため、法令等を確認し、事務の誤りや遺漏がないよう努められたい。

- ウ 現金の取り扱いについて、各課で保管されている手提げ金庫、レジの管理は、出納員、現金取扱員等を明確にされ、確実に施錠し保管するなど、厳重に行われたい。また徴収した手数料等に過不足が生じた場合は、日付、金額、過不足の理由等を詳細に記録され、その過不足分については年度内に必要な措置をとられたい。

平成29年度(1月期)定期監査報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査

2 監査の対象

小学校(柳河小学校、城内小学校、昭代第一小学校、昭代第二小学校、皿垣小学校、中島小学校、大和小学校、矢ヶ部小学校、垂見小学校)、中学校(柳城中学校、昭代中学校、三橋中学校)

3 監査の実施期間

平成30年1月4日から平成30年1月30日まで

4 監査の範囲

監査は、下記の期間における学校の財務に関する事務の執行が関係法令等に準拠し、適切かつ効率的に行われているか、また学校の経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかを主眼として、次の点に重点を置いて実施した。

(1) 監査対象期間

平成29年4月1日から平成29年11月30日まで(平成29年度分)

平成28年12月1日から平成29年5月31日まで(平成28年度分)

(2) 重点事項

ア 前回の監査における指摘事項等の改善状況

イ 予算の執行状況について、支出は経済的、効果的に行われているか。

ウ 契約事務は公正、適正に行われているか。

エ 財産の取得、管理、処分は適正かつ効率的に行われているか。

オ その他業務については、法令等に基づき適正に行われ、内部統制機能は働いているか、また業務は合理的かつ効果的に行われることにより、その所期の目的の成果を収めているか。

5 監査の場所

監査室及び各小中学校

6 監査の方法

監査は、監査対象の各小中学校から事前に提出された定期監査資料に基づいて、関係資料及び証拠書類等の調査、照合、検査を行うとともに、財産管理事務については現地

調査を行い、また不明な点については必要に応じ関係職員から説明を聴取して実施した。

- 7 監査を実施した監査委員名
松藤 博明（識見監査委員）
近藤 末治（議選監査委員）

第2 監査の結果

監査対象の事務事業については、概ね適正に執行されていたが、その一部において、別紙のとおり是正または検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに、職員の指導監督に努めることが望まれる。

監査の結果は次のとおりであるが、各小中学校において共通するものについては、全般的共通注意事項として記載し、事務処理上の軽微な事項については、監査委員による事情聴取の際に、担当職員に対して口頭により注意、改善、検討を求めたので、記述を省略した。

なお、指摘事項に係る措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

※ この報告書において、法令名の略語は次のとおりとする。

地方自治法	法
地方自治法施行令	施行令
柳川市財務規則	財務規則
柳川市契約事務規則	契約事務規則
柳川市事務決裁規程	事務決裁規程
物品購入・印刷製本伺兼依頼書	伺兼依頼書
契約締結（物品購入・印刷製本）伺書	契約締結伺書

≪小学校≫

(柳河小学校)

【指摘事項】

特にない。

【注意事項】

特にない。

(城内小学校)

【指摘事項】

(契約事務)

ア 平成 28 年度の伺兼依頼書が、平成 29 年度に赴任した校長により決裁されている。

【注意事項】

ア 宿泊体験学習活動に伴うバスの借上げに係る見積書に、日付の記載がない。また、見積状況調書が、見積依頼前の日付で作成されている。

(昭代第一小学校)

【指摘事項】

特にない。

【注意事項】

ア 宿泊体験学習活動に伴うバスの借上げに係る請書の日付が、鉛筆により記入されている。

(昭代第二小学校)

【指摘事項】

特にない。

【注意事項】

特にない。

(皿垣小学校)

【指摘事項】

特にない。

【注意事項】

ア 宿泊体験学習活動に伴うバスの借上げに係る見積書に、日付の記載がないものがある。

(中島小学校)

【指摘事項】

(契約事務)

ア 伺兼依頼書に、購入や検査に係る決裁印の押印がないものがある。

【注意事項】

特にない。

(大和小学校)

【指摘事項】

特にない。

【注意事項】

特にない。

(矢ヶ部小学校)

【指摘事項】

特にない。

【注意事項】

ア 宿泊体験学習活動に伴うバスの借上げに係る見積書に、日付の記載がない。また、見積書の積算が誤っているものがある。

(垂見小学校)

【指摘事項】

(契約事務)

ア 伺兼依頼書について、下記のものがある。

- ・平成 28 年度の伺兼依頼書が、平成 29 年度に赴任した校長により決裁されている。
- ・購入や検査に係る決裁印の押印がない。

【注意事項】

特にない。

《中学校》

(柳城中学校)

【指摘事項】

(契約事務)

ア 伺兼依頼書に、購入に係る決裁印の押印がないものがある。

【注意事項】

特になし。

(昭代中学校)

【指摘事項】

特になし。

【注意事項】

特になし。

(三橋中学校)

【指摘事項】

(契約事務)

ア 伺兼依頼書及び契約締結伺書に、購入、検査員の任命及び検査に係る決裁印の押印がないものがある。

【注意事項】

ア 購入備品に、財務規則第 138 条の規定による標識の貼付がないものがある。

【全般的共通注意事項】

物品の購入等に関する事務について、伺兼依頼書及び契約締結伺書への記入漏れや記入誤り、徴取された見積書に日付の記入がないものなどが散見されるため、柳川市物品の購入等に関する事務取扱要綱等を確認し、適正な事務処理に努められたい。

柳川市監査委員告示第7号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

平成30年3月30日

柳川市監査委員 松藤 博明
柳川市監査委員 近藤 未治

平成29年度(2月期)定期監査報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査

2 監査の対象

保健福祉部(福祉課、生活支援課、子育て支援課、健康づくり課、人権・同和対策室)

3 監査の実施期間

平成30年2月1日から平成30年2月28日まで

4 監査の範囲

監査は、下記の期間における市の財務に関する事務の執行が関係法令等に準拠し、適切かつ効率的に行われているか、また市の経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかを主眼として、次の点に重点を置いて実施した。

(1) 監査対象期間

平成29年4月1日から平成29年12月31日まで(平成29年度分)

平成29年1月1日から平成29年5月31日まで(平成28年度分)

(2) 重点事項

ア 前回の監査における指摘事項等の改善状況

イ 予算の執行状況について、収入の手続き及び確保(調定、収納、現金取扱)は適正に行われているか、また、支出は経済的、効果的に行われているか。

ウ 契約事務は公正、適正に行われているか。

エ 補助金等交付事務は、交付要綱等に基づき適正に行われ、その効果を収めているか。

オ 財産の取得、管理、処分は適正かつ効率的に行われているか。

カ その他業務については、法令等に基づき適正に行われ、内部統制機能は働いているか、また業務は合理的かつ効果的に行われることにより、その所期の目的の成果を収めているか。

5 監査の場所

監査室及び各課等(各所管施設を含む)

6 監査の方法

監査は、監査対象課等から事前に提出された定期監査資料に基づいて、関係資料及

び証拠書類等の調査、照合、検査を行うとともに、財産管理事務については現地調査を行い、また不明な点については必要に応じ関係職員から説明を聴取して実施した。

- 7 監査を実施した監査委員名
松藤 博明（識見監査委員）
近藤 末治（議選監査委員）

第2 監査の結果

監査対象の事務事業については、概ね適正に執行されていたが、その一部において、別紙のとおり是正または検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに、職員の指導監督に努めることが望まれる。

監査の結果は次のとおりであるが、各課等において共通するものについては、全般的共通注意事項として記載し、事務処理上の軽微な事項については、監査委員による事情聴取の際に、担当職員に対して口頭により注意、改善、検討を求めたので、記述を省略した。

なお、指摘事項に係る措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

※ この報告書において、法令名の略語は次のとおりとする。

地方自治法	法
地方自治法施行令	施行令
柳川市財務規則	財務規則
柳川市契約事務規則	契約事務規則
柳川市事務決裁規程	事務決裁規程
物品購入・印刷製本伺兼依頼書	伺兼依頼書
契約締結（物品購入・印刷製本）伺書	契約締結伺書

《保健福祉部》

(福祉課)

【指摘事項】

(収入事務)

ア 平成 27 年 2 月に行った平成 24 年度葬儀取扱所利用料及び葬儀品売却代の未収金に係る債権差押命令の申立てに係る執行費用を、平成 29 年 4 月 1 日に新たに調定している。債権に係る調定は債権発生時に速やかに行われたい。

イ 平成 24 年度災害援助資金貸付金に係る償還金元利収入について、調定が漏れているものがある。(前年度指摘事項)

(支出事務)

ア 会議時のお茶購入費等食糧費から支出するものについて、食糧費支出事前伺書及び食糧費支出調書が作成されていないものがある。

イ 柳川市先進的事業支援特別事業費補助金交付申請書について、交付申請額が砂消しゴムで訂正されているものがある。砂消しゴムによる訂正はもちろんのこと、交付申請額を訂正すること自体不適切であるため、このような場合には改めて交付申請書の提出を求められたい。

ウ 認知症カフェ事業補助金に係る事業実績報告書に、購入店のポイントが付与されたことが確認できるレシートが添付されているものがあるが、補助金の算定にあたり付与されたポイント相当分の金額を控除するなどの措置はされていないため、実質的に要した補助対象経費以上の補助金を交付したこととなり不適切である。

エ 柳川市福祉ホーム事業補助金について、柳川市補助金等交付規則第 15 条に規定する補助事業実績調査報告書が作成されていない。(前年度指摘事項)

また、補助金交付決定について財政課との合議が行われていないものがある。(前年度指摘事項)

(契約事務)

ア 委託事業である敬老会事業の実績報告書について、収受処理及び回覧が行われていない。また、下記のものがある。

- ・支出額が収入額を超えているが、不足額をどのようにして補ったのか記載されていない。
- ・受託者の押印がない。
- ・原本ではなく写しが提出されている。

イ 複合機の賃貸借契約について、提示された見積金額に消費税及び地方消費税（以下

「消費税等」という。)を加えた額は予定価格を超えていたが、消費税等を加えずに比較し、予定価格内であるとして契約締結している。

ウ 臨時福祉給付金事務室用複合機賃貸借契約について、一月分の使用料見込額と搬入搬出料の合計により 2 者の見積金額を比較して契約相手を決定しているが、契約期間中の使用料見込額と搬入搬出料の合計により見積比較すると、もう一方の見積金額の方が安価となる。見積比較は、契約期間中の予定総額により行われたい。また、見積業者に対し、見積比較方法について事前に明示しておかれたい。

なお、この契約に係る予定価格調書に記載された予定価格と入札比較価格に整合性がない。

エ 障害福祉サービス請求内容チェックシステム（オクトパス ver.4）賃貸借契約について、契約書に記載された契約締結日は平成 29 年 4 月 1 日だが、発注書は同年 3 月 30 日付けで発行されている。発注は支払いの義務を生じさせる行為であるため、前年度中に予算の裏付けなく行うことはできない。

オ 柳川市介護予防事業業務委託契約について、契約締結にあたり徴取した見積書に積算誤りがあったため、職員が鉛筆で訂正し「見積書差替予定」と書いた付箋を貼付しているが、その後、見積書の差替えが行われていない。

また、契約書に委託する業務内容の記載がないため、業務委託仕様書を合わせて袋とじするなどして補完されたい。

カ 柳川市障害者相談支援事業委託契約について、随意契約の根拠規定とした施行令第 167 条の 2 第 1 項の適用号数が誤っている。

また、契約金額は 200 万円以上であるが、契約締結にあたり、財務規則第 4 条に規定する総務部長との合議が行われていない。（前年度指摘事項）

キ 手話通訳者設置事業及び派遣事業に係る傷害保険について、補償の対象となる事業は通年実施しているものであるため、年度当初から加入する必要があったが、加入日が平成 29 年 7 月 1 日と遅れている。

また、平成 28 年度については全く加入していない。

(財産管理事務)

ア お年玉くじ付き年賀状の当選により引き換えた切手を、「予備切手」と書いた封筒にて保管しているが、市に帰属する年賀状の当選によるものであれば、入手方法を明らかにし、郵便切手使用簿に受け入れて管理されたい。

(その他)

ア 業務委託は契約により成立するものであるため、柳川市福祉バス運営要綱及び柳川

市生活管理指導短期宿泊事業実施要綱に予め受託者となる法人名を明記しているのは不適切である。

【注意事項】

- ア 公用車運転日誌に使用時間の記入のないものがある。
- イ 旅行命令書の押印の訂正に修正テープを使用しているものがある。
- ウ 郵便切手使用簿について、下記のものがある。
 - ・課長の押印がない。
 - ・払出日の記入がない。
 - ・訂正に修正テープを使用している。
- エ 物品購入に係る見積書について、FAXにより受信し原本を徴取していないものがある。
- オ 起案文書に決裁日や施行日の記入のないものがある。
- カ 賃貸借契約書（障害福祉サービス請求内容チェックシステム（オクトパス ver. 4））において、契約保証金を「免除」としているが、根拠規定まで記載されたい。
- キ 購入備品に財務規則第 138 条の規定による標識の貼付がない。

(生活支援課)

【指摘事項】

(収入事務)

ア 平成 26 年 7 月 1 日以後に支弁した生活保護費に係る生活保護法第 78 条に基づく徴収金について、地方自治法施行令第 171 条の 6 に規定する履行延期の処分が行われているものがある。

生活保護法第 78 条に基づく徴収金（以下「徴収金」という。）は、以前、非強制徴収公債権とされていたが、平成 26 年 7 月 1 日に生活保護法の一部を改正する法律が施行されたことにより強制徴収公債権に改められたため、施行日以後に支弁した生活保護費に係る徴収金について、地方自治法施行令第 171 条の 6 に規定する履行延期の処分を行うことはできない。

(契約事務)

ア 生活保護レセプト管理システムクラウドサービス導入契約に係る契約書に、契約期間が明記されていない。また、契約にあたり受託者とは口頭で契約期間を確認していたが、契約締結に係る起案文書に終期を誤って記載し、そのまま決裁を受けている。

イ 下記の契約書において、支払遅延利息の率が政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項に規定する政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率とされていない。

- ・ 契約書（生活保護レセプトシステムクラウドサービス導入契約）
- ・ 契約書（生活保護レセプト管理システムレセプトプラス使用料契約）

【注意事項】

ア 公用車運転日誌に使用時間の記入のないものがある。

イ 起案文書に決裁日や施行日の記入のないものがある。

ウ 生活保護レセプト管理システム保守契約に係る見積状況調書に、予定価格及び見積比較価格が誤記されている。

(子育て支援課)

【指摘事項】

(支出事務)

ア 平成 29 年度柳川市母子寡婦福祉会補助金について、財政課通知「各種団体等への補助金交付適正化の徹底について」で示された財政課との合議が行なわれていない。

イ 下記の補助金について、相手方から交付申請書を 2 部受領している。また、(2)については請求書も 2 通受領している。

(1) 平成 28 年度障害児保育事業補助金交付申請書 (昭代保育園)

(2) 平成 28 年度障害児保育事業補助金交付申請書 (柳川保育園)

(契約事務)

ア 「柳川市保育料収納事務委託契約」について、年間予定総額は 200 万円以上であるが、契約にあたり財務規則第 4 条に規定する総務部長との合議が行なわれていない。

イ 「柳川市児童扶養手当障害認定審査委託契約書」について、相手方を「受注者」と表記しているが、同契約書第 5 条 2 においては「乙」と表記している。

【注意事項】

ア 契約にあたり徴取された見積書に日付の記入のないものがある。

イ 「平成 29 年度柳川市ファミリーサポートセンター運営に係る委託契約」の起案文書について、内容の確認を怠り、記述内容が契約書と相違したまま決裁されている。

ウ 延長保育事業費補助金に係る補助事業実績報告書の中に、鉛筆により記入や訂正がされているものがある。

エ 保育所通所奨励費交付金申請書のうち 1 件について、申請日の記入がなく、また、記入内容が修正テープにより修正されている。

オ 契約に係り提出された誓約書に日付の記入のないものがある。

カ 旅行命令書に復命欄への記入のないものがある。

キ 公用車運転日誌に走行距離の記入のないものがある。

(健康づくり課)

【指摘事項】

(収入事務)

- ア 下記の調定決議書について、起票する時期が遅れている。調定決議書は財務規則第25条の規定により、適正な時期に起票をされたい。
- ・ 聖マリア学院大学看護学部実習委託料（平成29年度）
 - ・ 看護専攻科実習費（平成29年度）

(支出事務)

- ア 旅行命令書に命令権者による命令印や所属長の印のないものがある。

(契約事務)

- ア 平成29年度施設予防接種業務委託変更契約書（平成29年度）に係り、契約期限について「平成30年1月31日」とすべきを「平成30年度1月31日」と誤っている。
- イ 国保情報集約システム連携に係る柳川市国保システム改修業務委託契約に係り、業務完了届で、検査立会人の氏名を訂正しているが訂正印がない。また、業務完了認定通知書について受注者の宛名を未記入のまま通知している。
- ウ 国民健康保険税納付書等印刷製本等請負契約書において、支払遅延利息の率が政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項に規定する政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率とされていない。

【注意事項】

- ア 起案文書に施行日の記入のないものがある。
- イ 公用車運転日誌に使用時間の記入のないものがある。
- ウ 物品購入伺兼依頼書で決裁や納入検査の日付の訂正に砂消しゴムを使用しているものがある。
- エ 福祉医療協力補助金の補助事業実績調査報告書の作成日が前年度の日付となっている。
- オ 国保情報集約システム連携に係り業務受託者から提出された誓約書に日付の記入がない。

(総合保健福祉センター)

【指摘事項】

(収入事務)

- ア 下記の調定決議書について会計管理者に通知しないまま保管している。
- ・大和総合保健福祉センター 使用料 (12月1日～12月27日)
 - ・大和総合保健福祉センター トレーニングルーム使用料 (12月1日～12月27日)
 - ・大和総合保健福祉センター 諸室使用料 12月15日
 - ・大和総合保健福祉センター カラオケ使用料 平成28年12月分
 - ・大和総合保健福祉センター 公衆電話代 平成28年12月分
 - ・三橋総合保健福祉センター 老人福祉センター使用料 (12月1日～12月27日)
 - ・三橋総合保健福祉センター トレーニングルーム使用料 (12月1日～12月27日)
 - ・三橋総合保健福祉センター カラオケ使用料 平成28年12月分
- イ 下記の調定決議書について、決裁権者である部長の押印欄に課長の印を押印している。
- ・三橋総合保健福祉センター 老人福祉センター (6月1日～6月30日)
 - ・三橋総合保健福祉センター トレーニングルーム (6月1日～6月30日)

(支出事務)

- ア 三橋総合保健福祉センター(デイサービスセンターサンブリッジ)使用料を過大に請求したことにより、返還に当たり還付加算金が発生している。

(契約事務)

- ア 大和総合保健福祉センター「トレーニングルーム」の受付業務委託において、予定価格調書を封入する予定価格表の封筒を封印していない。
- イ 三橋総合保健福祉センターの機械警備業務請負契約書において、機械警備実施計画書の「甲の緊急連絡先」デイサービス分に責任者の役職、氏名、電話番号の記入がない。
- ウ 下記の契約書について、参照する条文の記載を誤っている。
- (1) 契約金額に係る事項は第1条第4項であるが、第9条第2項で「第1条第3項に定める契約金額」と誤っているもの。
- ・柳川温泉「南風」ろ過ポンプ及び加圧ポンプ分解整備
 - ・柳川温泉「南風」冷水給水ポンプユニット取替修繕
 - ・柳川温泉「南風」真空式温水ヒーター部品取替修理
 - ・大和トレーニングルーム空調機取替修繕工事
 - ・サンブリッジ高圧気中開閉器取替修理

(2) 設置場所に係る事項は第2条であるが、第6条第1項で「第1条の設置場所」と誤っているもの。

- ・自動券売機の賃貸借契約（柳川総合保健福祉センター 柳川温泉 南風）
- ・自動券売機の賃貸借契約（柳川総合保健福祉センター すこやかルーム）
- ・自動券売機の賃貸借契約（大和総合保健福祉センター）
- ・自動券売機の賃貸借契約（三橋総合保健福祉センター）

(3) 保守料金に係る事項は第7条であるが、第8条で「第6条の保守料金」と誤っているもの。

- ・自動券売機の保守借契約（大和総合保健福祉センター）
- ・自動券売機の保守借契約（三橋総合保健福祉センター）

【注意事項】

ア 現金領収書の未使用分に出納員の印鑑を事前に押印しているものがある。

イ 公用車運転日誌に使用時間の記入のないものがある。

ウ 起案文書に決裁日や施行日の記入のないものがある。

エ 総合保健福祉センター利用(変更)許可・使用料減免申請書に使用料減免の該当号数の記入のないものがある。

オ 物品納入届で納入年月日の日付の訂正に砂消しゴムを使用しているものがある。

カ 水の郷自主事業実行委員会会計について、10月に執行した積立基金会計への繰出に係り、支出命令や予算差引簿の処理が未済のままとなっている。

【要望・意見】

例年赤字決算となっている水の郷を常設ホールとして活動している「劇団」に対し、昨年度の定期監査における講評でも現状の認識と改善を行うよう求めていたが、平成28年度水の郷自主事業実行委員会決算においても、例年同様300万円を大きく超過する赤字決算となっている。他の文化サークル等は、各々の受講料等の収入で黒字決算となっており収入の範囲内で自主的に運営されているのに対し、「劇団」は入場料や会費の徴収等または管理について自らが行っておらず事務局任せとなっていることによって、「劇団」の財政状況や市の負担金の大半が「劇団」の赤字補てんに使用されていることへの認識が疎かとなっている。

本市における財政事情も人口減少や高齢化並びに大型施設の建設により益々厳しくなると想定される中、「劇団」の現状での運営方法について財務監査の見地からも容認しがたいものであり、早急にでも改善を図らなければならないものとする。

(人権・同和対策室)

【指摘事項】

特にない。

【注意事項】

ア 起案文書に決裁日や施行日の記入のないものがある。

イ 物品購入伺兼依頼書について、決裁日と起案日が前後しているものがある。

【要望・意見】

人権・同和対策室は、所管している柳河団地及び桜ノ木団地の二つの市営住宅の使用料と住宅新築資金等貸付金について、多額の未収金を抱えており、特に貸付金においてはそのほとんどが永年償還されておらず、膠着状態となっていると言わざるを得ない。

また、債務者の現状把握等の点において十分とは言えず、現在の対応方法等について改善を図る必要性を感じる。

平成 30 年度以降計画されている柳河団地の建替えを機に、一層債権回収へ注力されることを要望する。

【全般的共通注意事項】

- ア 物品の購入等に関する事務について、納入検査日等の記入が漏れているものや、契約締結伺書の起案日が何兼依頼書の決裁前の日付とされているものなどが散見されるため、柳川市物品の購入等に関する事務取扱要綱等を確認し、適正な事務処理に努められたい。

- イ 随意契約に係る事務について、随意契約の根拠規定や業者選定理由が明らかにされていないもの、予定価格が設定されていないもの等、適正に処理されていないものが見受けられるため、法令等を確認し、事務の誤りや遺漏がないよう努められたい。

- ウ 現金の取り扱いについて、各課で保管されている手提げ金庫、レジの管理は、出納員、現金取扱員等を明確にされ、確実に施錠し保管するなど、厳重に行われたい。また徴収した手数料等に過不足が生じた場合は、日付、金額、過不足の理由等を詳細に記録され、その過不足分については年度内に必要な措置をとられたい。

柳川市監査委員告示第8号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

平成30年4月27日

柳川市監査委員 松藤 博明
柳川市監査委員 近藤 未治

平成29年度(3月期)定期監査報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査

2 監査の対象

産業経済部(農政課、水路課、水産振興課、商工・ブランド振興課、観光課)、
農業委員会

3 監査の実施期間

平成30年3月1日から平成30年3月29日まで

4 監査の範囲

監査は、下記の期間における市の財務に関する事務の執行が関係法令等に準拠し、適切かつ効率的に行われているか、また市の経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかを主眼として、次の点に重点を置いて実施した。

(1) 監査対象期間

平成29年4月1日から平成30年1月31日まで(平成29年度分)

平成29年2月1日から平成29年5月31日まで(平成28年度分)

(2) 重点事項

ア 前回の監査における指摘事項等の改善状況

イ 予算の執行状況について、収入の手続き及び確保(調定、収納、現金取扱)は適正に行われているか、また、支出は経済的、効果的に行われているか。

ウ 契約事務は公正、適正に行われているか。

エ 補助金等交付事務は、交付要綱等に基づき適正に行われ、その効果を収めているか。

オ 財産の取得、管理、処分は適正かつ効率的に行われているか。

カ その他業務については、法令等に基づき適正に行われ、内部統制機能は働いているか、また業務は合理的かつ効果的に行われることにより、その所期の目的の成果を収めているか。

5 監査の場所

監査室及び各課等(各所管施設を含む)

6 監査の方法

監査は、監査対象課等から事前に提出された定期監査資料に基づいて、関係資料及び証拠書類等の調査、照合、検査を行うとともに、財産管理事務については現地調査を行い、また不明な点については必要に応じ関係職員から説明を聴取して実施した。

- 7 監査を実施した監査委員名
松藤 博明（識見監査委員）
近藤 末治（議選監査委員）

第2 監査の結果

監査対象の事務事業については、概ね適正に執行されていたが、その一部において、別紙のとおり是正または検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに、職員の指導監督に努めることが望まれる。

監査の結果は次のとおりであるが、各課等において共通するものについては、全般的共通注意事項として記載し、事務処理上の軽微な事項については、監査委員による事情聴取の際に、担当職員に対して口頭により注意、改善、検討を求めたので、記述を省略した。

なお、指摘事項に係る措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

※ この報告書において、法令名の略語は次のとおりとする。

地方自治法	法
地方自治法施行令	施行令
柳川市財務規則	財務規則
柳川市契約事務規則	契約事務規則
柳川市事務決裁規程	事務決裁規程
物品購入・印刷製本伺兼依頼書	伺兼依頼書
契約締結（物品購入・印刷製本）伺書	契約締結伺書

《産業経済部》

(農政課)

【指摘事項】

(収入事務)

ア 平成 29 年度福岡県農業次世代人材投資事業補助金に係る調定決議書は、当初の交付決定通知により起票されず、変更交付決定後の確定額にて、当初の交付決定日に遡って起票されている。

(支出事務)

ア 柳川市多面的機能支払交付金の変更支出負担行為決議書について、起票する時期が遅れている。支出負担行為決議書は、財務規則第 50 条の規定により適正な時期に起票されたい。

イ 平成 29 年度柳川市緑づくり推進協議会の補助金交付申請書について、申請印のないまま受付している。

ウ 平成 28 年度柳川市青年就農給付金給付事業補助金（3 件）について、事業が完了しているにもかかわらず補助事業実績報告書が提出されていない。

エ 下記の補助金について、柳川市補助金等交付規則第 15 条の規定に基づく補助事業実績調査報告書が作成されていない。

- ・平成 28 年度農業経営体育成資金利子助成金
- ・平成 28 年度下期農業近代化資金利子補給補助金

オ 平成 29 年度水田農業担い手機械導入支援事業費補助金について、請求書の日付を空欄にするよう相手方に指示している。

カ 下記の補助事業実績報告書について、市長まで回覧されていない。

- ・平成 28 年度農業経営体育成資金利子助成金
- ・平成 28 年度活力ある高収益型園芸産地育成事業
- ・平成 28 年度下期農業近代化資金利子補給事業
- ・平成 28 年度高性能農業機械導入支援事業
- ・平成 28 年度ふくおかの畜産競争力強化対策事業
- ・平成 28 年度水田農業担い手機械導入支援事業
- ・平成 28 年度水稻麦種子更新対策事業
- ・平成 29 年度上期農業近代化資金利子補給事業

キ 職員が旅行命令による申請をせずに公用車を使用し旅行しているものがある。職員等の旅行については、柳川市職員等の旅行に関する条例施行規則第 3 条の規定により、

その都度旅行命令権者の命令を受けられたい。

(その他)

- ア 柳川市農業再生協議会会計について、職員に対し旅費を支払う際、複数の旅行のうち1件分の旅費雑費を算入せず、誤った金額で支出している。
- イ 柳川市認定農業者連絡協議会会計について、下記のものがある。
- ・旅費や指導料を本人の口頭申し出のみで本人以外の口座へ振り込んでいる。
 - ・2名に対する作業賃の支出伝票に領収書の添付がない。
 - ・支出に計上すべき会費の口座振替手数料について、会費より差引きし収入に計上している。

【注意事項】

- ア 平成28年度高性能農業機械導入支援事業補助金について、相手方に渡すべき補助金交付決定通知書等を渡さずに保管しているものがある。
- イ 平成29年度柳川市生産振興作物推進交付金に係る補助金交付決定通知書の日付が、平成28年3月22日と誤っている。
- ウ 柳川市畜産振興会会計について、支出伺兼支出伝票の支出金額の記載が誤っているものがある。
- エ 柳川市農業再生協議会会計について、下記のものがある。
- ・支出伺兼支出伝票に事務局長の決裁印の押印がない。
 - ・流用伺兼流用伝票及び収入伝票に幹事長の決裁印の押印がない。
 - ・平成29年3月31日まで勤務した臨時職員の勤務証明が同月27日付となっている。
- オ 柳川市認定農業者連絡協議会会計について、下記のものがある。
- ・支出伺兼支出伝票に会長の決裁印の押印がない。
 - ・支出伺兼支出伝票の支出金額の記載が誤っている。
- カ 各種協議会等における事務局職員の旅行について、柳川市職員等の旅費に関する条例第4条の規定に基づく市の旅行命令書による命令を受けることなく旅行しているものがある。
- キ 各種協議会等における事務処理について、資金前渡により支出した伝票に受領印の押印がない。

(水路課)

【指摘事項】

(収入事務)

ア 随時の収入に係る調定の時期について財務規則で「原因の発生したとき」と規定されているため、行政財産使用料に係る調定決議書は行政財産使用許可決議書の決裁日に起票することとなるが、それと異なる日付で起票されているものがある。

また、調定決議書に行政財産使用許可決議書の写しが添付されていないものがある。

- (1) 行政財産使用許可決議書の決裁日と調定決議書の起票日が相違しているもの
 - ・ 下八丁排水機場内敷地使用料（決裁日 H29. 10. 31、起票日 H29. 11. 1）
 - ・ 大和干拓第 1 排水機場内敷地使用料（決裁日 H29. 5. 19、起票日 H29. 5. 23）
- (2) 調定決議書に行政財産使用許可決議書の写しが添付されていないもの
 - ・ 下八丁排水機場内敷地使用料（使用期間 H29. 11. 1～H29. 12. 31）
 - ・ 大和干拓第 2 排水機場内敷地使用料（使用期間 H29. 9. 1～H29. 9. 10）
 - ・ 大和干拓第 2 排水機場内敷地使用料（使用期間 H29. 3. 1～H29. 3. 31）
 - ・ 磯島排水機場内敷地使用料（使用期間 H29. 2. 6～H29. 3. 31）

イ 下記の行政財産使用料の算定に誤りがある。

- ・ 下八丁排水機場内敷地使用料（使用期間 H29. 11. 1～H29. 12. 31）
- ・ 下八丁排水機場内敷地使用料（使用期間 H30. 1. 1～H30. 2. 28）

ウ 過年度分水路使用料の収入簿について、消し込みが 1,680 円分漏れている。

(支出事務)

ア 下記補助金の交付決定にあたり、財政課通知「各種団体等への補助金交付適正化の徹底について」で示された財政課との合議が行われていない。

- ・ 大和町土地改良区事務費補助金
- ・ 大和干拓土地改良区事務費補助金

(契約事務)

ア 契約にあたり予定価格が設定されていないものや設定方法が不適切なもの、見積書が徴取されていないもの、契約金額が 200 万円以上であるにもかかわらず財務規則第 4 条に規定する総務部長との合議が行われていないものがある。

- (1) 予定価格が設定されていないもの
 - ・ 六双排水機場に係る維持管理業務の委託契約
 - ・ 水路管理上の伐採後樹木、廃プラ等に係る廃棄物処分業務委託契約
- (2) 予定価格の設定方法が不適切なもの
 - ・ 湛水防除施設操作管理委託契約（北浦 他 4 施設）

予定価格は契約毎に設定する必要があるが、北浦、外平、筑紫都市、六合南部

及び中島住吉分の予定価格を合計額で設定している。

- (3) 見積書が徴取されていないもの
 - ・六双排水機場に係る維持管理業務の委託契約
- (4) 契約金額が 200 万円以上で総務部長との合議が行われていないもの
 - ・六双排水機場に係る維持管理業務の委託契約
 - ・基幹水利施設管理事業に係る業務の委託契約

イ 基幹水利施設管理事業に係る業務の委託契約について、契約締結に係る起案文書の
決裁日と契約締結日が前後している。

ウ 外住吉地内樋門整備工事に係る工事請負代金の支払時に、履行遅延により受注者が
負担することとなった遅延損害金 3,500 円が相殺されている。支払時に「相殺」した
としても、法第 210 条に規定する総計予算主義の原則に基づき、会計処理上は、工事
請負代金全額を歳出予算から支出し、遅延損害金を歳入に計上する必要があるが、こ
れらの財務処理を行わず、工事請負代金そのものを減額している。

エ 浚渫土置場に係る賃貸借契約書について、予算の裏付けがないにもかかわらず、翌
年度の支出を義務付ける決定をその前年度に行うこととなる自動更新条項が付されて
いるものがある。

オ 土地売買契約書（購入地：佃町字土居外）に収入印紙の貼付がない。

【注意事項】

ア 起案文書に決裁日や施行日の記入のないものがある。

イ 公用車運転日誌に使用目的や使用区間の記入のないものがある。

ウ 旅行命令書に復命欄への記入のないものがある。

エ 水路課に事務局が置かれている有明海東部農地海岸事業推進協議会の会計事務につ
いて、下記のものが見受けられた。

- (1) 基金繰入金に係る伝票処理が行われていない。
- (2) 前年度繰越金に係る収入命令書が平成 29 年 4 月 3 日付で起票されているが、4
月 1 日付で起票されたい。
- (3) 平成 29 年 5 月 1 日付で起票された旅費の支出命令書に、同年 4 月 24 日付の領収
証が添付されている。

(水産振興課)

【指摘事項】

(支出事務)

ア 下記の補助金の交付決定について、財政課通知「各種団体等への補助金交付適正化の徹底について」で示された、財政課との合議が行われていない。

- ・平成 29 年度水産業強化支援事業（有明漁業協同組合）
- ・平成 29 年度水産業強化支援事業（有明漁業協同組合その 2）
- ・平成 29 年度水産業強化支援事業（中島漁業協同組合）

イ 平成 29 年度水産業強化支援事業（浜の活力再生交付金）に係り提出された補助事業実績報告書について、市長まで回覧されていない。

ウ 平成 29 年 7 月 28 日の熊本県玉名郡長洲町への旅行にかかる旅費雑費の支給について、当該旅行先は「柳川市職員等の旅費に関する条例第 13 条第 2 項」に規定する定額の 2 分の 1 支給地域であるにもかかわらず、定額で支給している。

(契約事務)

ア 「有明海柳川産マーク」PRリーフレット印刷契約に係る見積状況調書で、予定価格及び見積書比較価格を誤記している。

イ 「有明海を大切に」図画・ポスターの広告塔パネル作成委託について、予定価格調書の封筒が封印されていない。

ウ 「漁港漂着ごみ処分業務委託」に係る見積書について、提出された見積書の日付が提出期限を過ぎている。

【注意事項】

ア 物品購入伺兼依頼書の訂正に、砂消しゴムを使用している。

イ 「中島漁港漁業団地配水処理施設運転管理業務委託」に係り提出された見積書の日付が前年度のものとなっている。

(商工・ブランド振興課)

【指摘事項】

(支出事務)

ア 柳川市販路拡大支援事業補助金について、交付申請は「商談会等の開催日の 2 週間前までに同補助金交付申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。」とされているが、商談会開催日の前日に提出された交付申請をそのまま受理し、補助金交付を決定している。

イ 公用車を使用し旅行していたが、旅行命令書に自家用車を使用すると記載していたため、車賃が支給されている。

ウ 柳川市シルバー人材センター高年齢者就業機会確保事業補助金の支出負担行為書で、補助金額が 500 万円を超過しているにも関わらず、市長の決裁印がない。

【注意事項】

ア 起案文書に決裁日や施行日の記入がないものがある。

イ 平成 29 年度柳川市未来のために頑張る商店街応援事業補助金（柳川商店街振興組合）の事業認定に係る起案文書で、公印使用欄に押印者の印がない。

(観光課)

【指摘事項】

(支出事務)

- ア 本市観光大使に就任式で渡す「市特産品 PR 用お土産」の購入費が一般会計の観光費から支出されているが、観光大使実行委員会予算からの支出が適当である。
- イ 新潟プロモーションでのお楽しみ抽選会の景品が報償費により購入されているが、不特定多数の者を対象として行う抽選会の景品であるため需用費からの支出が適当である。
- ウ 「BABY GO 13」事業補助金について、対象事業の実施日は平成 29 年 4 月 15 日及び翌 16 日だが、事業実施後の平成 29 年 12 月 28 日付で補助金交付申請書が提出され、平成 30 年 1 月 4 日に交付決定されている。事業実施後に補助金交付申請書を受理し交付決定したのは不適切である。

(契約事務)

- ア 柳川市小規模休憩施設清掃業務の委託契約に係る予定価格の設定日と、契約締結に係る伺書の起案日が前後している。
- イ むつごろうランド人道橋橋台設計業務委託に係る設計業務等委託契約書に業務委託約款ではなく建設工事請負契約約款が添付されている。
また、支払遅延に対する遅延利息の利率が、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項に規定する政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率とされていない。
- ウ 下記の契約に係る決裁等において、契約金額又は年間予定総額が 200 万円以上であるにもかかわらず、財務規則第 4 条に規定する総務部長との合議が行われていない。
- ・川下りコース等の清掃業務委託契約
 - ・柳川市温泉管理業務委託契約
 - ・柳川フィルムコミッション事業業務委託に係る当初契約や変更契約の締結、受託者からの NPO 法人化に伴う変更届出書の受理
- エ 柳川ひまわり園の交通誘導警備業務委託契約について、予算を超える金額で契約締結し、安易に不足分を予算流用している。
- オ 「宿泊客倍増事業」業務委託について、業務内容は「商談用ガイドブックを作成し、旅行会社に対し宿泊を伴う商品造成依頼及び国内外プロモーション活動を行う。」とされているが、ガイドブックの作成部数やプロモーション活動の内容、回数等について契約書に記載がない。
また、再委託する場合は書面により委託者である市の承諾を受けることとされている

るが、受託者は市の承諾を受けずにガイドブックの作成を専門業者に再委託し、市はこれを黙認している。

カ 「やさしい日本語ツーリズム事業」バッジ生産に関する業務委託について、市と受託者との二者間で契約すべきであったが、受託者が受託業務の一部を再委託する業者（以下「再受託者」という。）を含めた三者間契約とし、本来、市と再受託者との間に債権債務関係は生じないにもかかわらず、再受託者に対する受託者の債務を市が保証するという不合理な契約内容とされている。

また、委託業務にはバッジ販売が含まれており、売上げは市の収入とすべきであったが、受託者の収入とされている。

キ 下記の契約書に収入印紙の貼付がない、又は不足している。

- (1) 貼付がないもの
 - ・大河ドラマ招致企画書作成業務委託契約書
 - ・城堀環境整備業務委託契約書
 - ・柗島菖蒲園に係る賃貸借契約書
- (2) 不足しているもの
 - ・有明花の里管理業務委託契約書

(財産管理事務)

ア 財務規則第 121 条により、行政財産の使用を許可するときは市長の決裁を受けることとされているが、下記は課長決裁により許可されている。

使用を許可する財産の所在地	使用目的	相手先	許可期間	数量等
稲荷町、弥四郎町、上宮永町	電力供給のため	九州電力(株)福岡配電センター大牟田配電事業所	H29. 4. 1～ H30. 3. 31	本柱 1 本、支線 1 本、支柱 1 本
矢留本町	認定電気通信事業に供するため	西日本電信電話株式会社	H29. 4. 1～ H30. 3. 31	本柱 2 本

【注意事項】

- ア 公用車運転日誌に下記のものがある。
- ・未記入の行に課長の押印がある。
 - ・使用時間の記入がない。
- イ 購入備品に財務規則第 138 条の規定による標識の貼付のないものがある。
- ウ 契約にあたり徴取された見積書に日付の記入や見積業者の押印のないものがある。

エ 白秋祭水上パレード補助金について、平成 27 年度に補助事業により生じた余剰金 1,211,782 円が平成 28 年度の補助事業収支報告書に繰越金として計上されていない。

また、補助事業者は当該補助金を他の事業費と合わせて決算処理しているが、当該補助金は事業補助金であるため、他の事業費と別に管理するよう指導されたい。

オ 観光課に事務局が置かれている財政援助団体の会計処理等について、下記のとおり改善を要するものが見受けられた。

(1) 水郷柳川旅物語企画会議

① お出かけ帖製作等業務及び水郷柳川ゆるり旅公式ガイドブック製作等事業に係る業務委託契約書において、契約保証金の免除を「柳川市契約事務規則第 29 条第 3 号の規定により」としているが、発注者は柳川市ではないため、適切な表現に改められたい。

② 水郷柳川ゆるり旅公式ガイドブック製作等事業に係る業務委託契約書に貼付された収入印紙の額が不足している。

③ 水郷柳川ゆるり旅予約受付業務を平成 29 年 4 月 1 日と同年 7 月 3 日に、それぞれ別の者を受託者として業務委託契約を締結している。平成 29 年 4 月 1 日に既に業務委託しているにもかかわらず、同業務について更に別の者と業務委託契約を締結するのは、重複して委託することとなり不適切である。

(2) むつごろう会

① 支出命令書に領収書の添付のないものがある。

② 請求書や領収書に日付の記入のないものがある。

③ 領収書に但し書きがなく、何の領収書か確認できないものがある。

④ ぶどう部会出勤簿に事務局確認欄への押印のないものがある。

【要望・意見】

ア 公務のための旅行について

新潟市、東京都などへ、同一の用件で複数の職員が公務旅行しているものが見受けられる。公務旅行については目的や効果を検討の上、必要最小限の人数、回数とし、経費節減を図られたい。

イ 予定価格について

相手方が特定されるとして 1 者見積により随意契約する場合、競争原理が働かないため、適正な予定価格の設定が重要となる。しかしながら、業者の見積額を精査することなく参考にして予定価格を設定したことにより、相手方に有利な条件で契約締結する結果となったのではないかと思われるものが見受けられる。

業者の見積額を参考に予定価格を設定する場合、見積額が妥当な金額となっているのか内容を精査し、不明な点については聞き取りをするなどして、適正な予定価格の設定に努められたい。

ウ 来訪者や訪問先へのお土産、飲食の提供等について

来訪者や訪問先へ渡すための「市特産品 PR 用お土産」が、一般会計予算や、本市の負担金を主な収入源とする「“おもてなし柳川” 市民会議」の予算で大量に購入されている。

市の自主財源が少ない状況にあって、観光事業の振興や特産品の販売促進への注力は理解できるとしても、節度ある予算の執行が求められるのは言うまでもないことである。支出できる状況や 1 人当たり又は 1 件当たりの金額について基準を設け、過度な支出とならないよう注意する必要がある。

また、予備として相当数を購入し保管している「柳川まり」については、台帳を作成し配付先を明確にするなど在庫管理の徹底を図られたい。

なお、“おもてなし柳川” 市民会議の業務委託先（柳川市短期調査、委託金額 540,864 円）に対して、会場使用料、食事代、舟借上げ料を委託者である“おもてなし柳川” 市民会議が負担するなど本末転倒の支出も見受けられる。

財源が公費であることを踏まえた場合、社会通念を超えた贈答、接待が多くあり、その金額の妥当性を検討した形跡もほとんど感じられない。

このようなことは、財務監査の見地からも容認しがたいものであり、早急に改善を図らなければならないと考えるところである。

エ 市に事務局を置く財政援助団体の会計処理について

市に事務局を置く財政援助団体の会計処理については、出納員を明確にし、伝票処理だけでなく出納簿を作成して収支を把握し、定期的に口座残高と照合するなどして、適正な管理に努められたい。

《農業委員会》

【指摘事項】

特にない。

【注意事項】

ア 公用車運転日誌に使用時間の記入がないものがある。

【全般的共通注意事項】

- ア 物品の購入等に関する事務について、納入検査日等の記入が漏れているものや、契約締結伺書の起案日が何兼依頼書の決裁前の日付とされているものなどが散見されるため、柳川市物品の購入等に関する事務取扱要綱等を確認し、適正な事務処理に努められたい。

- イ 随意契約に係る事務について、随意契約の根拠規定や業者選定理由が明らかにされていないもの、予定価格が設定されていないもの等、適正に処理されていないものが見受けられるため、法令等を確認し、事務の誤りや遺漏がないよう努められたい。

- ウ 現金の取り扱いについて、各課で保管されている手提げ金庫、レジの管理は、出納員、現金取扱員等を明確にされ、確実に施錠し保管するなど、厳重に行われたい。また徴収した手数料等に過不足が生じた場合は、日付、金額、過不足の理由等を詳細に記録され、その過不足分については年度内に必要な措置をとられたい。

柳川市監査委員告示第11号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

平成30年5月31日

柳川市監査委員 松藤 博明
柳川市監査委員 近藤 未治

平成29年度(4月期)定期監査報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査

2 監査の対象

議会事務局、消防本部、教育部生涯学習課、監査委員事務局

3 監査の実施期間

平成30年4月2日から平成30年4月27日まで

4 監査の範囲

監査は、下記の期間における市の財務に関する事務の執行が関係法令等に準拠し、適切かつ効率的に行われているか、また市の経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかを主眼として、次の点に重点を置いて実施した。

(1) 監査対象期間

平成29年4月1日から平成30年2月28日(平成29年度分)

平成29年3月1日から平成29年5月31日(平成28年度分)

(2) 重点事項

ア 前回の監査における指摘事項等の改善状況

イ 予算の執行状況について、収入の手続き及び確保(調定、収納、現金取扱)は適正に行われているか、また、支出は経済的、効果的に行われているか。

ウ 契約事務は公正、適正に行われているか。

エ 補助金等交付事務は、交付要綱等に基づき適正に行われ、その効果を収めているか。

オ 財産の取得、管理、処分は適正かつ効率的に行われているか。

カ その他業務については、法令等に基づき適正に行われ、内部統制機能は働いているか、また業務は合理的かつ効果的に行われることにより、その所期の目的の成果を収めているか。

5 監査の場所

監査室及び各課等(各所管施設を含む)

6 監査の方法

監査は、監査対象課等から事前に提出された定期監査資料に基づいて、関係資料及

び証拠書類等の調査、照合、検査を行うとともに、財産管理事務については現地調査を行い、また不明な点については必要に応じ関係職員から説明を聴取して実施した。

- 7 監査を実施した監査委員名
松藤 博明（識見監査委員）
近藤 末治（議選監査委員）

第2 監査の結果

監査対象の事務事業については、概ね適正に執行されていたが、その一部において、別紙のとおり是正または検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに、職員の指導監督に努めることが望まれる。

監査の結果は次のとおりであるが、各課等において共通するものについては、全般的共通注意事項として記載し、事務処理上の軽微な事項については、監査委員による事情聴取の際に、担当職員に対して口頭により注意、改善、検討を求めたので、記述を省略した。

なお、指摘事項に係る措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

※ この報告書において、法令名の略語は次のとおりとする。

地方自治法	法
地方自治法施行令	施行令
柳川市財務規則	財務規則
柳川市契約事務規則	契約事務規則
柳川市事務決裁規程	事務決裁規程
物品購入・印刷製本伺兼依頼書	伺兼依頼書
契約締結（物品購入・印刷製本）伺書	契約締結伺書

《議会事務局》

【指摘事項】

(契約事務)

ア 下記契約について、決裁日より前に契約締結されている。

- ・複写機パフォーマンス（保守）契約
- ・コピー機賃貸借契約

イ 複写機パフォーマンス契約書に印紙の貼付がない。

【注意事項】

特にない。

≪消防本部≫

【指摘事項】

(収入事務)

ア 下記の調定決議書について、起票する時期が遅れている。調定決議書は財務規則第25条の規定により、適正な時期に起票されたい。(前年度指摘事項)

- ・熊本市緊急消防援助隊活動費負担金(平成28年度)
- ・消防広域応援交付金(平成28年度)
- ・消防団員福祉共済制度共済金(平成29年度)
- ・平成28年度退職報償金(平成29年度)

イ 平成29年度消防団員福祉共済負担金の返戻金について、戻入処理とすべきであるが雑入として収入している。

(支出事務)

ア 職員が旅行命令による申請をせずに、公用車を使用し旅行しているものがある。職員等の旅行については、柳川市職員等の旅費に関する条例施行規則第3条の規定により、その都度旅行命令権者の命令を受けられたい。(前年度指摘事項)

イ 食糧の購入の支払に、職員が個人のクレジットカードを使用しているが、クレジットカードの利用は不適切である。

ウ 平成29年9月7日付けで起票された小型動力ポンプ付き積載車購入にかかる支出負担行為書が、会計管理者に通知されないまま保管されている。

(契約事務)

ア 下記の契約について、予定価格を入れた封筒が未開封のまま契約締結の起案及び決裁がなされている。

- ・柳川市コンビニエンスストアAED設置に伴う賃借
- ・特定業務従事者健康診断等業務委託
- ・柳川市消防団第2分団団員詰所改修工事

イ 「柳川市コンビニエンスストアAED設置賃借」は長期継続契約であるが、総務部長の合議がなく、また、消防長による決裁とされている。長期継続契約の締結については、財政課通知「長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の適用範囲に関する規定について」により、事前に総務部長に合議の上、市長の決裁を受けられたい。

ウ 下記の契約の支払遅延に対する遅延利息の率について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項に規定する政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率とさ

れていない。(前年度注意事項)

- ・平成 29 年度救急服（冬・夏）単価契約
- ・平成 29 年度活動服（冬・夏）単価契約
- ・第 1 回医薬材料消耗品一式購入
- ・感染防止着（上衣）購入
- ・編上安全靴購入単価契約
- ・消防団活動服購入
- ・幹部用甲種制服一式購入
- ・新入団員等アポロキャップ購入

エ 平成 30 年消防出初式用表彰用額縁の購入について、予定価格設定権者により予定価格が設定されているが、当該物品の購入伺兼依頼書は予定価格設定前の日付で予定価格を印字し起案されている。

オ 徴取した見積書の日付が砂消しゴムにより訂正されている。

【注意事項】

ア 郵便切手使用簿に課長の押印のないものがある。

イ 旅行命令書について下記のものがある。

- ・復命欄への記入がない。
- ・旅費欄への記入に鉛筆を使用している。

ウ 公用車運転日誌に走行距離の記入のないものがある。

エ 徴取した見積書に日付の記載のないものがある。(前年度注意事項)

オ 物品購入伺兼依頼書で、決裁や納入確認の日付の訂正に砂消しゴムを使用しているものがある。

《教育部》

(生涯学習課)

【指摘事項】

(収入事務)

ア 生涯学習課が所管する施設の利用（使用）許可申請書及び使用料減免申請書並びに使用料について、下記のものがある。

- ・使用料が減免されているが、減免申請書の添付がない。（前年度指摘事項）
- ・申請日や利用施設名、減免申請理由等、申請者が記入すべき事項に記入漏れがある。（前年度指摘事項）
- ・市側で記入すべき減免区分や減免割合、使用料について、記入漏れや記入誤り、鉛筆による記入がある。（前年度指摘事項）
- ・使用料減免の対象ではない団体について、誤って使用料を減免している。（前年度指摘事項）
- ・使用料の算定を誤っている。（前年度指摘事項）
- ・中・高校生が柳川市民テニスコートを個人で使用する場合の使用料について、柳川市体育施設条例の規定と異なる取り扱いをしている。
- ・内規によるとして条例や規則の規定と異なる使用料の取り扱いをしているが、条例や規則の規定と異なる取り扱いを内規により行うことはできない。

(支出事務)

ア 会議時のお茶購入費等食糧費から支出するものについて、食糧費支出事前何書及び食糧費支出調書が作成されていないものがある。

イ 平成 30 年 1 月 20 日・21 日に宮崎市で開催された九州スポーツ推進委員研究大会への市のスポーツ推進委員の参加に係る旅行命令は、両日とも日帰り旅行とされているが、実際には 1 泊 2 日の旅行が行われており旅行命令と相違している。

ウ 下記補助金の交付決定について、財政課通知「各種団体等への補助金交付適正化の徹底について」で示された財政課との合議が行われていない。（前年度指摘事項）

- ・全国大会出場者補助金（第 1 回カラーガード・マーチングパーカッション全国大会）
- ・今古賀風流用具等整備事業補助金

エ 名勝水郷柳河修理事業補助金について、補助事業の実績報告を受け交付額を減額しているが、補助事業者に対し補助金等確定通知書による通知を行っていない。

(契約事務)

ア 下記は契約金額が 200 万円以上であるが、契約締結にあたり総務部長との合議が行われていない。（前年度指摘事項）

- ・埋蔵文化財発掘調査に伴う労働者派遣個別契約

・柳川市民温泉プール天井ダクト金物等修繕

イ 雲龍の郷屋形昇降装置保守点検委託契約について、予定価格が設定権者により設定されていない。また、契約締結に係る起案文書の決裁欄に、決裁権者である部長の押印がない。

ウ 雲龍の郷公園外部男子トイレ小便器修繕について、予定価格が設定されていない。また、契約金額は10万円以上であり決裁区分は部長となるが、契約締結に係る起案文書は課長決裁とされている。(前年度指摘事項)

エ 柳川市民温水プールロッカー修理工事に係る修繕請負契約について、契約事務規則第25条に定める期間内に契約書の作成が行われていない。(前年度指摘事項)

オ 下記の契約書について、契約締結日が鉛筆により記入されているものがある。
・業務委託契約書(柳川市史有償頒布業務)

カ 柳川地区のコミュニティ施設に係る機械警備業務委託契約について、機器等撤去後の原状回復に関する契約内容が、見積依頼時の仕様書の内容と相違している。

キ 下記の契約書において、予算の裏付けがないにもかかわらず、翌年度の支出を義務付ける決定をその前年度に行うこととなる自動更新条項が付されている。
・請負契約書(柳川市学童農園むつごろうランド清掃業務委託)
・旧戸島家住宅の管理業務等委託契約書

ク 下記の契約書において、支払遅延利息の率が政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項に規定する政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率とされていない。(前年度注意事項)
・契約書(蒲池公民館コピー機保守及び消耗品等の供給に関する契約)
・修繕請負契約書(柳川市民温水プールダクト復旧修繕)

ケ 柳川市学童農園むつごろうランド清掃業務委託契約について、下記の事項が見受けられる。

- (1) 契約締結に係る起案文書に記載された契約期間が、鉛筆により訂正されている。訂正方法が不適切な上、訂正後の契約期間も契約内容と相違している。
- (2) 委託した清掃業務が不要となったため、受託者と協議の上契約解除したとしているが、これに係る起案文書は作成されておらず、決裁を受けずに契約解除されている。

コ 下記の業務に係る業務委託契約書において、「受注者は、業務を、別添仕様書及び発

注者の指示に従って処理しなければならない。」とされているが、仕様書の添付がない。

- ・柳川市民体育センター管理業務（契約期間 H30. 1. 4～H30. 3. 31）
- ・柳川市民グラウンド便所清掃業務（契約期間 H30. 1. 4～H30. 3. 31）
- ・柳川市民グラウンド便所清掃業務（契約期間 H29. 4. 1～H29. 12. 28）
- ・柳川市民三橋テニスコート便所清掃業務（契約期間 H29. 4. 1～H30. 3. 31）
- ・柳川市民武道場便所清掃業務（契約期間 H29. 4. 1～H30. 3. 31）
- ・大和体育施設 5 ヶ所除草業務（契約期間 H29. 4. 1～H30. 3. 31）
- ・柳川市民大和グラウンド便所掃除業務（契約期間 H29. 4. 1～H30. 3. 31）
- ・柳川市民三橋体育センター清掃業務（契約期間 H29. 4. 1～H30. 3. 31）
- ・柳川市民三橋武道場清掃業務（契約期間 H29. 4. 1～H30. 3. 31）

サ 下記の契約書に収入印紙の貼付がない。

- ・柳川古文書館複写機（京セラ TASKalfa4052ci）のパフォーマンス契約書
- ・市史編さん係コピー複合機（ImagioMPC2802SPF）のパフォーマンス契約書
- ・パフォーマンス契約書（柳河、城内、東宮永、矢留公民館）
- ・パフォーマンス契約書（有明まほろばセンター）
- ・パフォーマンス契約書（昭代公民館）
- ・パフォーマンス契約書（垂見コミュニティセンター）
- ・機械警備業務請負契約書（豊原コミュニティセンター）
- ・機械警備業務請負契約書（皿垣コミュニティセンター）
- ・機械警備業務請負契約書（有明コミュニティセンター）
- ・機械警備業務請負契約書（大和漁村センター）
- ・機械警備業務請負契約書（矢ヶ部コミュニティセンター）
- ・機械警備業務請負契約書（ニツ河コミュニティセンター）
- ・機械警備業務請負契約書（中山集会所・中山コミュニティセンター）
- ・機械警備業務請負契約書（藤吉コミュニティセンター）

【注意事項】

ア 現金領収書について、下記のものがある。（前年度指摘事項）

- ・未使用分に分任出納員の押印がある。
- ・年度や連続番号の記入がない。

イ 公用車運転日誌に使用時間の記入のないものがある。（前年度注意事項）

ウ 旅行命令書について、下記のものがある。

- ・旅行命令の取り消しや記載内容の訂正に訂正印がない。（前年度注意事項）
- ・復命欄への記入がない。（前年度注意事項）
- ・旅費欄への記入に鉛筆を使用している。

- エ 起案文書や起工何等について、下記のものがある。
- ・ 決裁日や施行日の記入がない。(前年度注意事項)
 - ・ 回議印の訂正に修正テープが使用されている。
- オ 全国大会出場者補助金について、下記のものがある。
- ・ 補助金交付申請書に、補助事業の完了予定年月日の記入がない。(前年度注意事項)
 - ・ 補助金等実績報告書に、補助事業完了年月日の記入がない。
 - ・ 補助金等実績報告書に、補助金交付決定通知書の発出年月日及び文書番号の記入がない。
- カ 通学合宿補助金について、補助金交付申請書に添付された収支予算書に、前年度繰越金が計上されていないものがある。
- キ 契約にあたり徴取した見積書に日付の記載のないものがある。(前年度注意事項)
- ク 埋蔵文化財発掘調査に用いる機材・器具等の賃貸借契約に係る見積書について、FAXにより受信し原本を徴取していない。
- ケ 単価契約の締結に係る起案文書に年間予定総額の記載のないものがあるが、決裁区分及び予算額内での契約となっているかを確認できるように、年間予定総額を記載されたい。
- コ 柳川市民体育館消防用設備等修繕業務委託契約に係る見積状況調書に、予定価格が誤記されている。(前年度注意事項)
- サ 下記の契約書において、契約保証金を免除する旨の記載があるが、根拠規定を適用号数まで記載されたい。
- ・ 業務委託契約書 (古文書館本館の警備保障業務)
 - ・ 業務委託契約書 (古文書館研修棟の警備保障業務)
 - ・ 物品売買契約書 (成人式記念品クオカード)
 - ・ 業務委託契約書 (公民館施設の屋外清掃等作業)
 - ・ 柳川市学童農園むつごろうランド遊具施設保守点検業務委託契約書
 - ・ 柳川市学童農園むつごろうランド消防用設備保守点検業務委託契約書
 - ・ 建設工事請負契約書 (旧戸島家住宅屋根修理工事)
 - ・ 物品売買契約書 (プールリフト I-swim)
 - ・ 業務委託契約書 (大和B&G海洋センター機械警備業務)
- シ CD揺籠のうた製作作業業務委託に係る業務完了届に履行期間が誤記されている。

ス 上町遺跡出土遺物実測図作成等業務委託に係る完了届において、検査立会人の職名及び氏名の訂正に砂消しゴムが使用されている

セ 下記の契約に係る引渡書について、日付及び完成承認年月日が鉛筆により記入されている。

- ・柳川市民温水プール耐震診断業務委託契約
- ・柳川市民温水プール中長期保全計画策定業務委託契約

ソ 生涯学習課に事務局が置かれている財政援助団体の会計処理等について、下記のとおり改善を要するものが見受けられた。

(1) 県南地域史料調査会

- ① 航空機利用の旅行に係る旅費について、支出命令書に航空賃の領収書の添付のないものがある。(前年度注意事項)

(2) 園田兄弟杯少年柔道大会実行委員会

- ① 支出の戻入が、収入として処理されている。
- ② 支出伺兼支出伝票に、領収書写しの添付のみで原本の添付のないものがある。

(3) 第10代横綱雲龍顕彰記念少年相撲大会実行委員会

- ① 体育協会相撲部へ26名分の審判謝礼が支払われているが、支出伺兼支出伝票に審判員の名簿の添付がない。
- ② 情報交換代に係る支出伺兼支出伝票に参加者名簿の添付がない。

(4) カルチャラル柳川ふれあい文化事業実行委員会

- ① 前年度繰越金に係る収入伝票に収入年月日の記入がない。
- ② 支出伝票に添付された領収書について、但し書きがなく何の領収書か確認できないものがある。

【要望・意見】

講師謝礼額を財政課作成の統一単価表に基づく額としていないものについて、その理由や積算根拠が明らかにされていないものがある。財政課作成の統一単価表に拠らない額とする場合は、起案文書にその理由及び積算根拠を明記し、決裁を受けて決定されたい。

《監査委員事務局》

【指摘事項】

特にない。

【注意事項】

特にない。

【全般的共通注意事項】

- ア 物品の購入等に関する事務について、納入検査日等の記入が漏れているものや、契約締結伺書の起案日が何兼依頼書の決裁前の日付とされているものなどが散見されるため、柳川市物品の購入等に関する事務取扱要綱等を確認し、適正な事務処理に努められたい。

- イ 随意契約に係る事務について、随意契約の根拠規定や業者選定理由が明らかにされていないもの、予定価格が設定されていないもの等、適正に処理されていないものが見受けられるため、法令等を確認し、事務の誤りや遺漏がないよう努められたい。

- ウ 現金の取り扱いについて、各課で保管されている手提げ金庫、レジの管理は、出納員、現金取扱員等を明確にされ、確実に施錠し保管するなど、厳重に行われたい。また徴収した手数料等に過不足が生じた場合は、日付、金額、過不足の理由等を詳細に記録され、その過不足分については年度内に必要な措置をとられたい。